

共にささえあい生きる社会
さがみはら障害者プラン

(案)

相模原市

目次

第1編 計画の策定に当たって

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 他の計画との関係	6
5 計画の進行管理	7
第2章 計画の基本的な考え方	8
1 目標	8
2 基本理念	8
3 重点的な取組事項	9
4 計画の体系	14
第3章 障害のある人の状況	16
1 障害のある人の数	16
2 身体障害のある人の状況	17
3 知的障害のある人の状況	18
4 精神障害のある人の状況	19
5 難病のある人の状況	20
6 障害福祉サービス支給決定者数の推移	21
7 障害児支援支給決定者数の推移	22

第2編 分野別施策の基本的方向

第1章 相互に「理解し尊重する」	25
基本施策1 共生社会の実現に向けて	25
基本施策2 権利擁護の推進	31
基本施策3 障害者団体などの地域での活動の支援	35
第2章 地域で安心して「暮らす」	38
基本施策1 相談体制の充実	38
基本施策2 福祉サービス基盤の充実	43
基本施策3 保健医療サービス	51
基本施策4 福祉人材の確保・定着・育成	55
基本施策5 精神保健福祉施策の充実	57
基本施策6 療育体制の整備	61
基本施策7 バリアフリーのまちづくり	66

基本施策 8	住まいづくり	70
基本施策 9	防犯・防災対策の推進	73
第 3 章	共に「学ぶ」	77
基本施策 1	乳幼児における保育・教育	77
基本施策 2	学齢期における支援	80
第 4 章	自分らしく「働く」	84
基本施策 1	就労の支援	84
基本施策 2	就労の機会の確保	87
基本施策 3	職業訓練及びリハビリテーションの充実	90
第 5 章	いきいきと「活動する」	92
基本施策 1	スポーツ・レクリエーションの支援	92
基本施策 2	文化活動への支援	96
基本施策 3	生涯学習機会の充実	98

第 3 編 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び見込量等

第 1 章	平成 32 年度の成果目標	103
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	103
2	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	105
3	地域生活支援拠点等の整備	107
4	福祉施設から一般就労への移行等	108
5	障害児支援の提供体制の整備等	110
第 2 章	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	112
1	訪問系サービスの見込量	112
2	日中活動系サービスの見込量	114
3	居住系サービスの見込量	117
4	相談支援の見込量	119
第 3 章	障害児支援の見込量と確保のための方策	120
1	障害児通所支援の見込量	120
2	障害児入所支援の見込量	122
3	障害児相談支援等の見込量	123
第 4 章	発達障害のある人の支援	124
第 5 章	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	125
1	理解促進研修・啓発事業	125
2	自発的活動支援事業	125
3	相談支援事業	125
4	成年後見制度利用支援事業	125
5	成年後見制度法人後見支援事業	125

6	意思疎通支援事業	125
7	日常生活用具給付等事業	126
8	手話奉仕員養成研修事業	126
9	移動支援事業	126
10	地域活動支援センター事業	126
11	障害児等療育支援事業	126
12	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	126
13	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	126

資料編

1	計画の策定体制	133
2	計画の策定経過	134
3	相模原市障害者施策推進協議会条例	135
4	相模原市障害者施策推進協議会委員名簿	137
5	用語の解説	138

第1編

計画の策定に当たって

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく市町村障害者計画として、平成10年3月に平成10年度から平成22年度までを計画期間とする「相模原市障害者福祉計画」を、平成22年3月に平成22年度から平成32年度までを計画期間とする「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」を策定するとともに、「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」の推進のため、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「第2期相模原市障害者福祉計画前期実施計画」及び平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第2期相模原市障害者福祉計画中期実施計画」を策定し、障害のある人を主体とした施策を総合的に推進し、福祉、保健、医療、教育、雇用、まちづくりなどの諸施策との連携を図り、誰もが安心して快適に生活できる地域社会づくりのための施策を進めてきました。

この間、国においては、障害者の権利に関する条約の批准に当たり、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）などの関係法令が整備されました。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、障害者が自らの望む生活を地域で送ることができるよう、福祉サービス等の支援の充実が図られており、平成30年4月に施行される障害者総合支援法等の一部改正により、障害者の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

一方で、平成28年7月に、本市緑区に所在する神奈川県立津久井やまゆり園において、大変痛ましい事件が発生しました。この事件は、障害のある人への、一方的かつ身勝手な偏見や差別意識が背景となって引き起こされたものと考えられており、改めて、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

こうした障害者施策の動向に的確に対応し、共生社会の実現に向けて更なる取組を推進するため、基本的な施策の方向性を継承しつつ、「第2期相模原市障害者福祉計画基本計画」を見直し、「第3期相模原市障害者計画」を策定するとともに、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」を「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」として一体的に策定することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、「第3期相模原市障害者計画」、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」の3つの法定計画で構成しており、各計画の位置付け等は次のとおりです。

(1) 第3期相模原市障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる施策の方向性を示すものです。

障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 第5期相模原市障害福祉計画

障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号。以下「国の基本指針」という。)に即して、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(3) 第1期相模原市障害児福祉計画

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して、本市の障害児のサービス提供体制の確保等を総合的かつ計画的に図るためのものです。

児童福祉法

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

3 計画の期間

「第3期相模原市障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、「第5期相模原市障害福祉計画」及び「第1期相模原市障害児福祉計画」は、国の基本指針に即して、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

平成	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
西暦	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
障害者計画	第2期計画【基本計画】						第3期計画					
	前期実施計画			中期実施計画								
障害福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画			第6期計画		
障害児福祉計画							第1期計画			第2期計画		

4 他の計画との関係

計画は、本計画の上位計画である「相模原市総合計画」、その部門別計画で関連のある「相模原市地域福祉計画」・「相模原市高齢者保健福祉計画」・「相模原市子ども・子育て支援事業計画」その他の法律の規定による計画であって障害者等に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものとしします。



相模原市地域福祉計画とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域福祉の推進に向けた施策の方向性を定める法定計画です。

相模原市高齢者保健福祉計画とは、高齢者がいきいきと充実した生活を送ることができるよう、取り組むべき施策を明らかにするもので、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく「介護保険事業計画」を一体とした法定計画です。

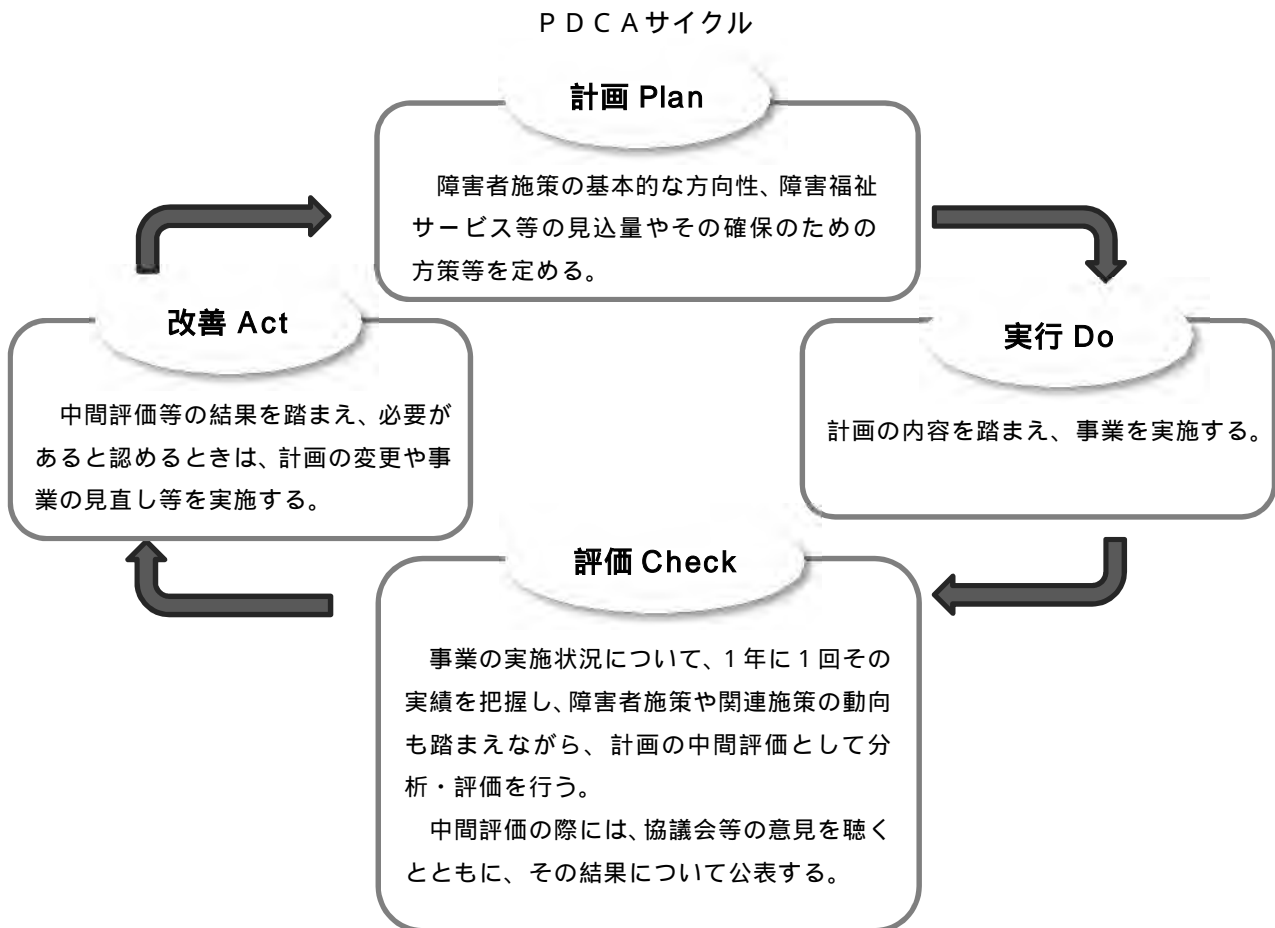
相模原市子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、安心して子どもを産み育てられるまち、将来を担う子どもの成長と若者が社会的に自立し活躍できるまちを目指し、教育・保育の量の見込みや提供体制等を定める法定計画です。

5 計画の進行管理

本計画の進捗状況の確認・評価は、「相模原市障害者施策推進協議会」において行います。

また、本計画を円滑に進めるために、計画推進に関わる庁内の部局、障害者団体、関係機関などとの連携を図ります。

計画の実施に当たっては、PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組を推進するとともに、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



第2章 計画の基本的な考え方

1 目標

障害者基本法や障害者総合支援法は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等を総合的かつ計画的に推進することを趣旨として定められています。

この趣旨に鑑み、本計画においては、『共にささえあい 生きる社会』の実現を目標とし、市民と一体となって、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

2 基本理念

本計画の目標を達成するため、障害のある人に関する施策の基本として、以下の4つを基本理念とします。

(1) 共生社会の推進

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

(2) 障害を理由とした差別の解消

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約するような障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が生活を送る上で制約となっている社会的障壁の除去のため実施される合理的配慮の提供を促進します。

(3) 障害のある人の意思決定の支援及び自己選択の機会の確保

障害のある人を自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉え、その意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行いその意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援や、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(4) 障害特性等に配慮した支援

障害のある人の支援に当たっては、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等、個別の状況に応じて支援の必要性は多様であるという前提に立ち、支援を行います。

3 重点的な取組事項

本市における課題等を踏まえ、以下の5つの事項について重点的に取り組んでいきます。

(1) 共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進します。

指標

指標：一般市民のうち、相模原市は障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」の割合の合計	35.0%	19.5%

平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

【設定理由】

障害等に関する理解促進の取組により、障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した人の割合の増加を目指します。

指標：障害者週間に開催する障害等の理解促進を目的としたイベントの来場者数

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
来場者数の合計	700人	332人

【設定理由】

広く市民に対して、障害等に関する理解促進を行うため、障害者週間に開催するイベントの来場者数の増加を目指します。

(2) 重度の障害のある人の地域生活の支援

重度の障害のある人が地域生活を送ることができるよう、障害特性等に応じた支援の充実を図るほか、本人の意思を尊重した支援が提供できるような取組を進めていきます。

指標

指標：親や親族などが病気などで一緒に生活できなくなった場合、介助してくれる人がいないなど、様々な状況から、施設で生活したい、病院に入院したいと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「介助してくれる人がいないから」の割合	13.0%	26.7%

平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

【設定理由】

地域生活のための支援の充実により、介助してくれる人がいないことを理由に施設入所等を希望すると回答した人の減少を目指します。

指標：重度の障害がある人への支援を行った場合に算定可能な加算を算定している市内の短期入所事業所の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
加算を算定している市内短期入所事業所の割合	68.0%	45.5%

【設定理由】

研修の充実などにより、重度の障害がある人の支援が可能な短期入所事業所の増加を目指します。

(3) 福祉人材の確保とサービスの質の向上

良質な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業所等における福祉人材の確保、定着に取り組むとともに、研修等を通じた人材の育成を進めていきます。

指 標

指標 : 市内の障害福祉サービス事業所等のうち、職員が不足していると回答した事業所の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成29年度
「大変不足している」「不足している」「やや不足している」の割合の合計	43.0%	62.3%

平成29年度の数値は「相模原市障害福祉サービス事業所等の経営及び従事者の労働状況等に関する実態調査報告書」によるもの

【設定理由】

福祉人材の確保の取組の推進により、職員が不足していると回答した障害福祉サービス事業所等の割合の減少を目指します。

指標 : 福祉研修センターの実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
研修の受講者年間延べ人数	2,000人	1,587人

【設定理由】

多様な障害特性に応じた支援などに関する研修の充実により、研修を受講した障害福祉サービス等従事者数の増加を目指します。

(4) 障害のある児童への一貫した支援

ライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めていきます。

指標

指標 : 今の生活で特に困っていることはないと回答した障害のある児童の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「特に困っていることはない」と回答した割合	58.0%	44.4%

平成28年度の数值は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

【設定理由】

関係機関が連携して必要な情報の提供や支援を実施することにより、今の生活で困りごとが特にないと回答した人の割合の増加を目指します。

指標 : M a p (支援シート) を活用している小・中学校の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
M a p を活用している割合	100%	92.7%

【設定理由】

障害のある児童のライフステージに応じた継続的な支援を推進するため、M a p (支援シート) を活用している小・中学校の割合の増加を目指します。

(5) 障害のある人の就労環境の充実

障害のある人が適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、一般就労に向けた取組を促進するとともに、就労継続支援等の利用者の工賃の更なる向上を進めていきます。

指 標

指標 : 現在特に何もしていない理由として、仕事をする自信がないためと回答した人の割合

項目	平成35年度 (目標)	平成28年度
「仕事をする自信がないため」と回答した人の割合	13.0%	18.7%

平成28年度の数値は「相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書」によるもの

【設定理由】

就労の支援や、就労後の支援の実施による就労環境の充実により、仕事をする自信がないため特に何もしていないと回答した人の割合の減少を目指します。

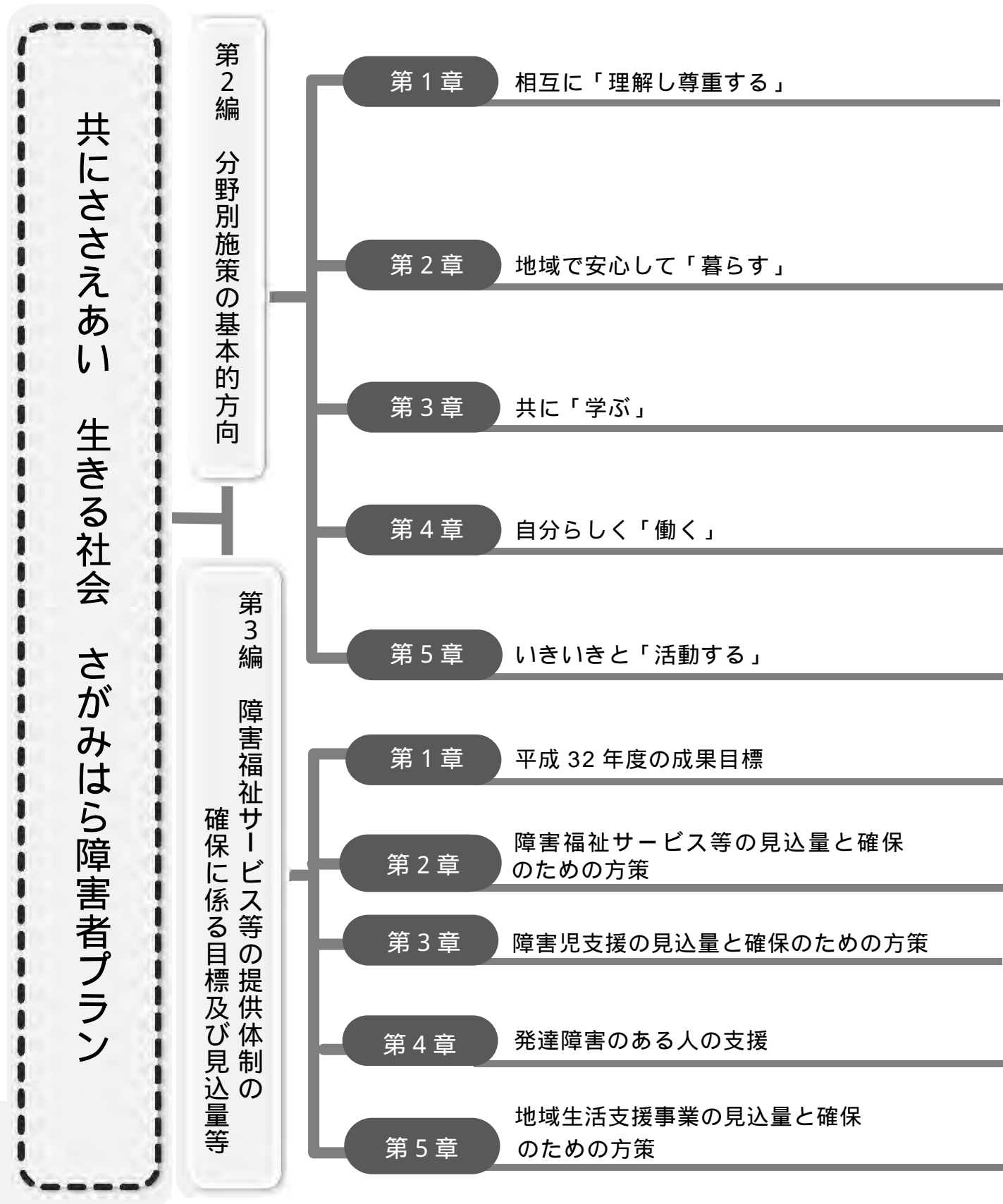
指標 : 市内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額

項目	平成35年度 (目標)	平成27年度
就労継続支援B型事業所の工賃月額	全国平均月額	相模原市平均工賃月額： 13,265円 全国平均工賃月額： 15,033円

【設定理由】

官公需の積極的な推進や工賃向上に向けた取組への支援により、就労継続支援B型事業所の工賃の向上を目指します。

4 計画の体系



基本施策

- 基本施策1 共生社会の実現に向けて
- 基本施策2 権利擁護の推進
- 基本施策3 障害者団体などの地域での活動の支援

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 基本施策1 相談体制の充実 | 基本施策6 療育体制の整備 |
| 基本施策2 福祉サービス基盤の充実 | 基本施策7 バリアフリーのまちづくり |
| 基本施策3 保健医療サービス | 基本施策8 住まいづくり |
| 基本施策4 福祉人材の確保・定着・育成 | 基本施策9 防犯・防災対策の推進 |
| 基本施策5 精神保健福祉施策の充実 | |

- 基本施策1 乳幼児における保育・教育
- 基本施策2 学齢期における支援

- 基本施策1 就労の支援
- 基本施策2 就労の機会の確保
- 基本施策3 職業訓練及びリハビリテーションの充実

- 基本施策1 スポーツ・レクリエーションの支援
- 基本施策2 文化活動への支援
- 基本施策3 生涯学習機会の充実

第3章 障害のある人の状況

1 障害のある人の数

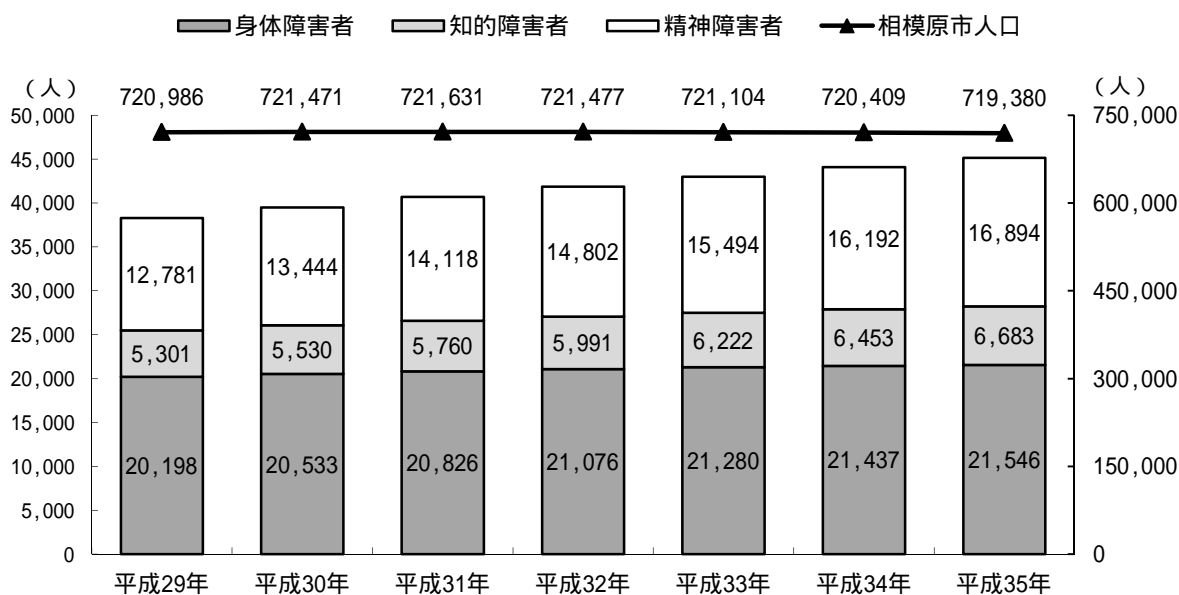
障害者手帳等所持者数は、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに増加傾向となっており、総人口に対する割合は、平成29年現在5.3%（38,280人）が平成35年では6.3%（45,123人）まで増加すると推計しています。

図表 3-1 人口と各障害者手帳所持者の推計

各年4月1日現在、単位：人、%

区分		平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
総人口		720,986	721,471	721,631	721,477	721,104	720,409	719,380
身体障害者	人数	20,198	20,533	20,826	21,076	21,280	21,437	21,546
	割合(%)	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0
知的障害者	人数	5,301	5,530	5,760	5,991	6,222	6,453	6,683
	割合(%)	0.7	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9
精神障害者	人数	12,781	13,444	14,118	14,802	15,494	16,192	16,894
	割合(%)	1.8	1.9	1.9	2.1	2.1	2.2	2.4
障害者計	人数	38,280	39,507	40,704	41,869	42,996	44,082	45,123
	割合(%)	5.3	5.5	5.6	5.8	6.0	6.1	6.3

精神障害者数は、各年3月31日現在で、自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者を含む。



2 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成29年4月1日現在、20,198人で障害種類別で見ると肢体不自由が10,408人(51.6%)、内部障害が6,561人(32.5%)で8割強を占めています。

また、等級別では1級が7,609人で全体の37.7%を占めています。

図表 3-2 身体障害者手帳所持者数（障害種類別）

平成29年4月1日現在、単位：人、%

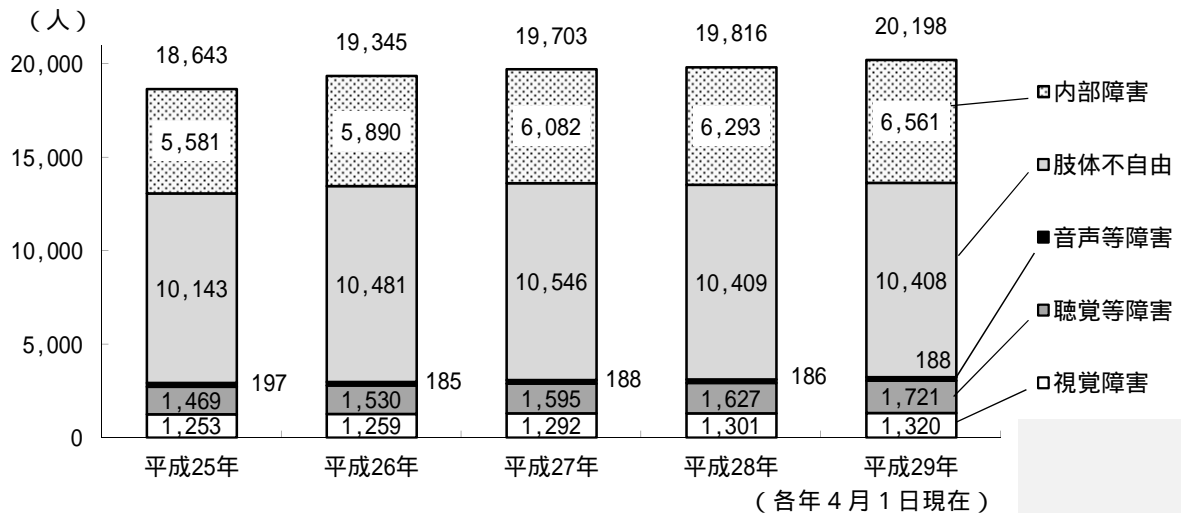
区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害	内訳	
							18歳未満	18歳以上
人数	20,198	1,320	1,721	188	10,408	6,561	429	19,769
構成比(%)	100.0	6.5	8.5	0.9	51.6	32.5	2.1	97.9

図表 3-3 身体障害者手帳所持者数（障害種類別・等級別）

平成29年4月1日現在、単位：人

区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害
総数	20,198	1,320	1,721	188	10,408	6,561
1級	7,609	380	42	9	2,429	4,749
2級	3,192	421	486	13	2,180	92
3級	2,636	120	213	95	1,724	484
4級	4,509	77	386	71	2,739	1,236
5級	1,067	218	5		844	
6級	1,185	104	589		492	

図表 3-4 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）



3 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成29年4月1日現在、5,301人となっています。等級別では、B2(軽度)が2,018人で最も多く、全体の38.0%を占めています。

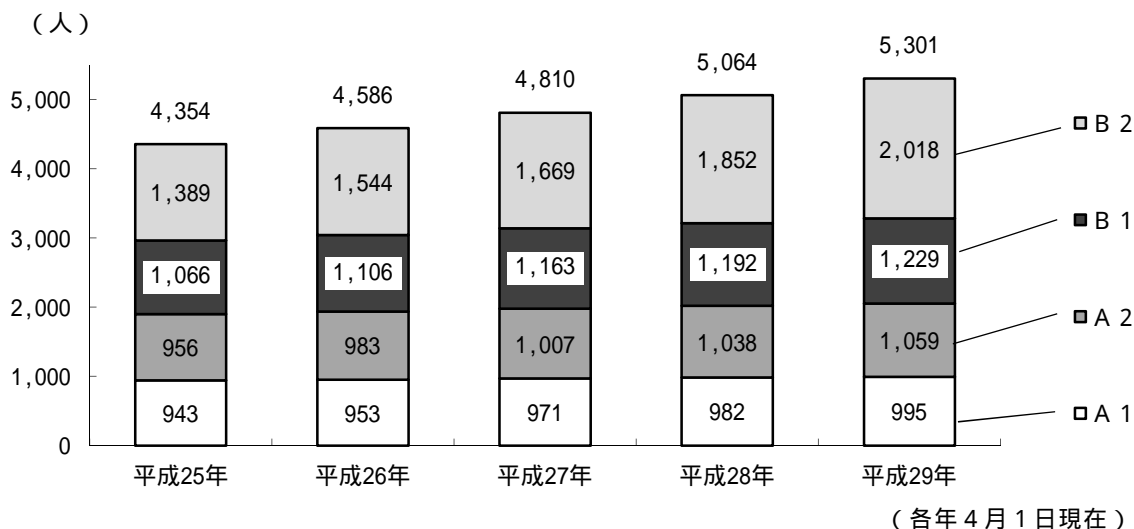
また、障害児(18歳未満)は、1,624人で全体の30.6%を占めています。

図表3-5 療育手帳所持者数(等級別)

平成29年4月1日現在、単位：人、%

区分	総数	A1 (最重度)	A2 (重度)	B1 (中度)	B2 (軽度)	
人数	5,301	995	1,059	1,229	2,018	
構成比(%)	100.0	18.8	20.0	23.2	38.0	
内 訳	18歳未満	1,624	218	239	283	884
	18歳以上	3,677	777	820	946	1,134

図表3-6 療育手帳所持者数の推移(等級別)



4 精神障害のある人の状況

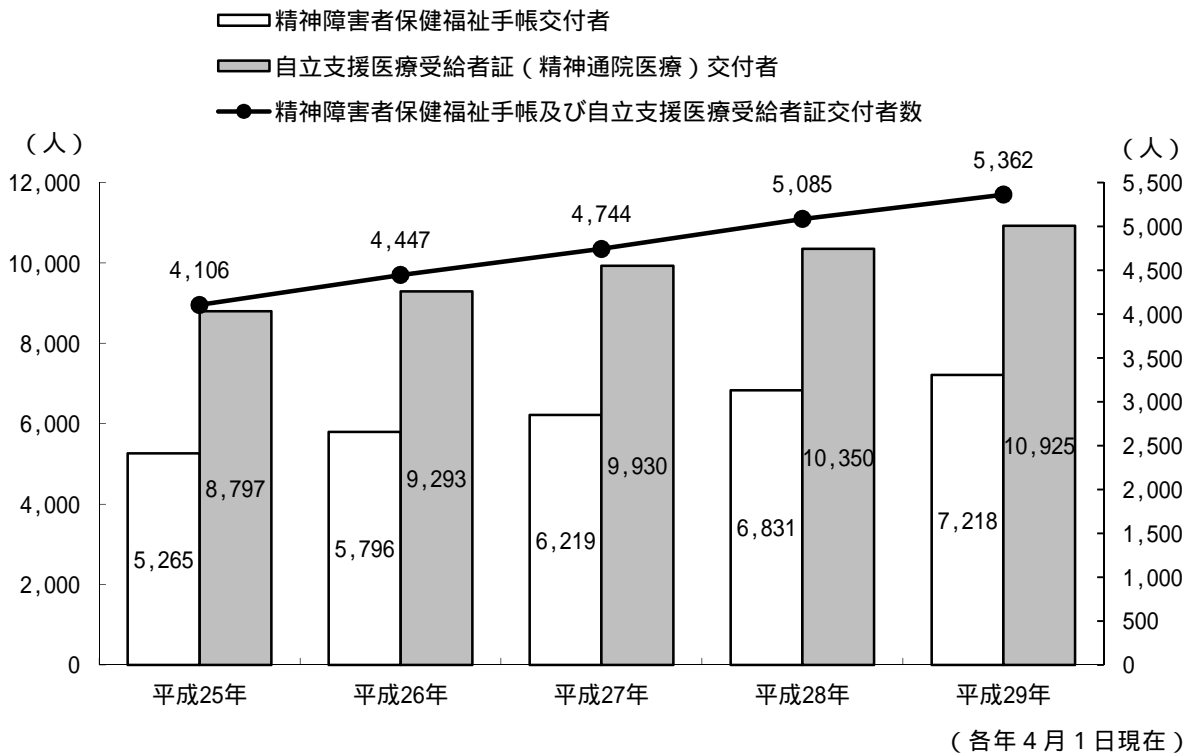
平成29年3月31日現在、精神障害者保健福祉手帳交付者数は7,218人、自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数は10,925人となっており、ともに増加傾向にあります。

図表 3-7 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数の推移

各年3月31日現在、単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
精神障害者保健福祉手帳交付者数	5,265	5,796	6,219	6,831	7,218
自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数	8,797	9,293	9,930	10,350	10,925
精神障害者数 ()内は、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数	9,956 (4,106)	10,642 (4,447)	11,405 (4,744)	12,096 (5,085)	12,781 (5,362)

()内は、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数



5 難病のある人の状況

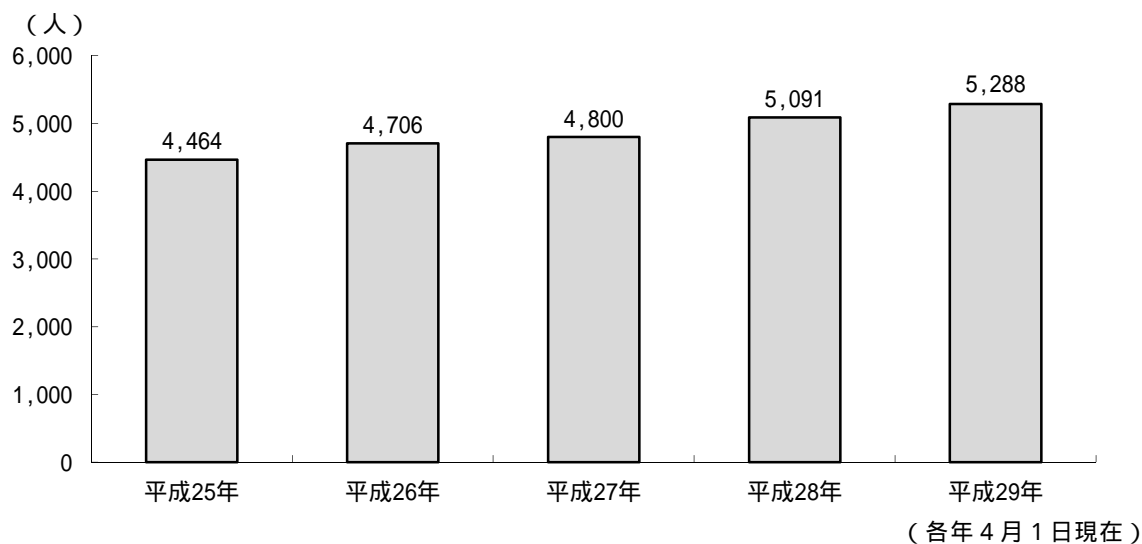
特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数は、平成29年3月31日現在、5,288人となっています。

図表 3-8 特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数の推移

各年3月31日現在、単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定医療費（指定難病）医療受給者証交付者数	4,464	4,706	4,800	5,091	5,288

平成25年、平成26年は特定疾患医療受給者証交付者数



6 障害福祉サービス支給決定者数の推移

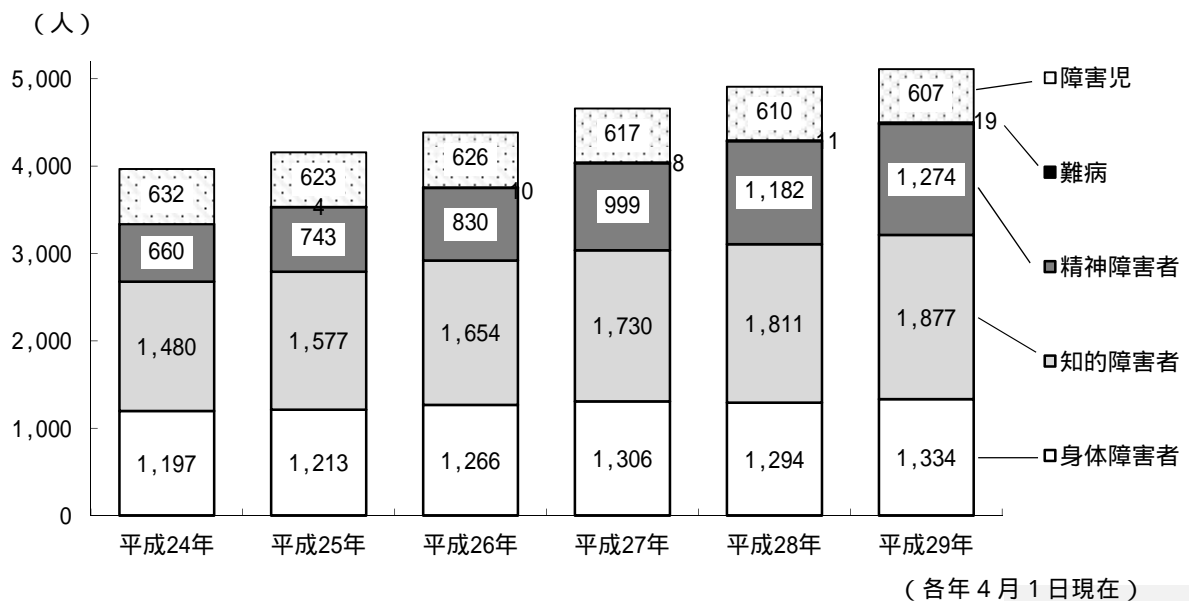
障害福祉サービス支給決定者数は、平成29年4月1日現在、5,111人と増加傾向で推移し、前年に対する増加率は4.1%となっています。

特に精神障害のある人の増加が顕著となっています。

図表 3-9 障害福祉サービス支給決定者数の推移

各年4月1日現在、単位：人、%

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者	人数	1,197	1,213	1,266	1,306	1,294	1,334
	増加率(%)	10.1	1.3	4.4	3.2	1.0	3.1
知的障害者	人数	1,480	1,577	1,654	1,730	1,811	1,877
	増加率(%)	5.2	6.6	4.9	4.6	4.7	3.6
精神障害者	人数	660	743	830	999	1,182	1,274
	増加率(%)	25.2	12.6	11.7	20.4	18.3	7.8
難病	人数		4	10	8	11	19
	増加率(%)		-	150.0	20.0	37.5	72.7
障害児	人数	632	623	626	617	610	607
	増加率(%)		1.4	0.5	1.4	1.1	0.5
合計	人数	3,969	4,160	4,386	4,660	4,908	5,111
	増加率(%)	0.3	4.8	5.4	6.2	5.3	4.1



7 障害児支援支給決定者数の推移

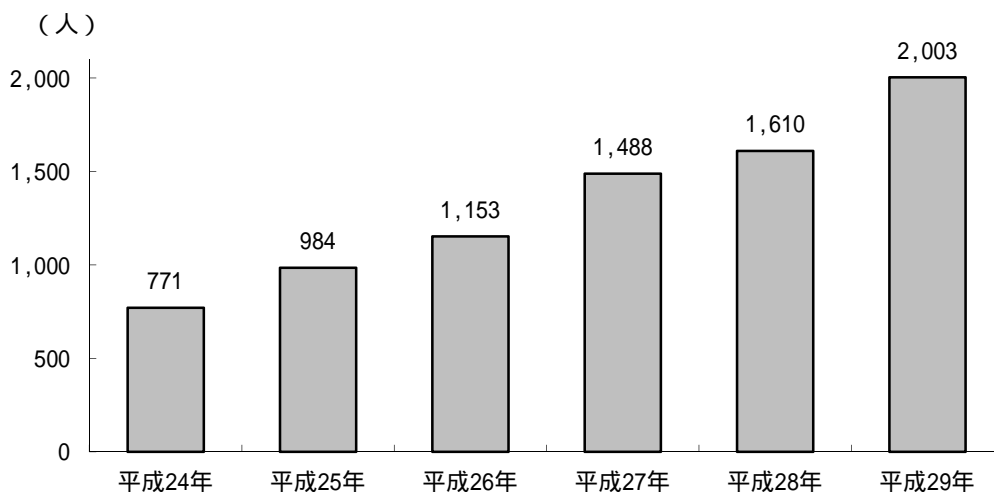
障害児支援支給決定者数の推移は、平成29年4月1日現在、2,003人と増加傾向で推移し、前年に対する増加率は24.4%となっています。

図表 3-10 障害児支援支給決定者数の推移

単位：人、%

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人数	771	984	1,153	1,488	1,610	2,003
増加率(%)	-	27.6	17.2	29.1	8.2	24.4

人数は各年4月1日現在の障害児支援（通所・入所）支給決定実人数（措置を含む。）



(各年4月1日現在)

第2編

分野別施策の基本的方向

第1章 相互に「理解し尊重する」

基本施策1 共生社会の実現に向けて

～ 障害への理解を深めるために～

現状と課題

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、一人ひとりがお互いを尊重し、共に支え合うことが必要です。

障害のある人の社会参加の場づくりのためには、障害及び障害のある人に対する理解が一層深まる必要があります。

障害及び障害のある人への理解を深めるためには、幼少期からの人権及び福祉に関する教育が重要です。

障害のある人が一人の個人として尊重され、自分らしく社会に参加し、地域で当たり前のように生活できる社会を実現するため、人権施策を推進していく必要があります。

障害のある人もない人も共に地域で安心して生活できるように地域の理解を進めていくために、特に力を入れるべきこと

単位：%

区分	有効回答数 (件)	の活 発を 行伝 え病 る気 パの ンあ フる レ人 ツの ト生	障 害 や 病 の あ る 人 の 生	障 害 者 作 品 展 や イ ベ ン ト	機 会 を 増 や す こ と で 交 流 の	学 校 や 地 域 な ど に 暮 ら す こ と に	学 校 や 地 域 な ど に 暮 ら す こ と に	報 や 学 校 の 提 気 や 生 涯 学 習 の 育 や 障 害 情 害	演 し 障 害 や 病 の あ る 人 の 促 進 の 一	般 障 害 や 病 の あ る 人 の 促 進 の 一	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全 体	1,679	14.1	6.1	17.3	17.7	21.6	25.4	27.8	3.8	12.2	22.9		
身体障害者	408	17.2	5.4	15.0	12.0	15.9	24.5	22.5	2.5	16.4	26.5		
知的障害者	372	12.9	8.1	23.4	25.5	26.3	23.1	29.3	4.8	8.1	20.4		
精神障害者	355	11.0	7.0	9.9	14.4	18.0	26.8	31.5	6.2	14.4	21.7		
難病患者	437	15.3	4.6	19.2	17.8	24.0	29.1	25.9	2.1	10.3	23.8		
発達障害者	78	12.8	5.1	23.1	26.9	34.6	17.9	41.0	1.3	7.7	19.2		
高次脳機能障害者	29	10.3	6.9	20.7	10.3	13.8	17.2	31.0	10.3	17.2	13.8		

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）

➡ 施策の方向性

(1) 障害のある人への理解を促進します

障害の有無にかかわらず安全で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障害及び障害のある人に関する理解啓発を進めます。

(2) 人権・福祉に関する教育を推進します

幼少期からの人権教育や福祉教育、福祉体験講座などを通じて、思いやりや助け合いの心を育み、相手の立場になって共感することのできるような人権や福祉に関する取組を進めます。

(3) 情報バリアフリーを推進します

障害のある人が必要な情報を得られるよう、利用しやすい情報提供を進めます。

(4) 人権施策を推進します

個人の尊厳が保障され、誰もが安心して心豊かに市民生活を送れるよう、「相模原市人権施策推進指針」に基づき、あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映し、人権尊重を基調とした市政を推進します。

具体的な取組

1-1 (1) 障害のある人への理解を促進します	
取組内容	主な関連事業
1) 障害に関する理解・啓発の促進	
障害に対する理解促進のために、12月3日から9日までの「障害者週間」に開催等します。	障害者週間のつどいの開催 体験作文、ポスター募集等の関連事業の実施 ほかほかふれあいフェスタの開催支援
発達障害について、社会全体の理解を広める啓発活動を行います。	発達障害支援センターにおける関係機関や地域住民への研修・啓発 発達障害啓発講演会の開催 4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」における図書館への発達障害啓発コーナーの設置や横断幕の掲示等の啓発事業の実施

<p>12月4日から10日までの「人権週間」に合わせ、人権が尊重される社会に向けて啓発活動を行います。</p>	<p>人権週間における街頭啓発、横断幕等の掲示、イベント等での啓発事業の実施</p>
<p>「共にささえあい生きる社会」をキャッチフレーズとした啓発活動や、障害に関するマークの普及啓発などを通じて、広く市民に対して、障害に関する理解促進を行います。</p>	<p>キャッチフレーズを活用した啓発活動の実施 障害に関するマーク等の周知啓発 障害への理解を進める情報発信サイトの管理運営</p>
<p>2) 広報活動、講演会などの充実</p>	
<p>広報さがみはら、ホームページなどを有効に活用し、障害に関する理解促進及び啓発を推進します。</p>	<p>広報さがみはらの録音版・点字版の作成・配布とテキスト版の作成・配信 広報さがみはら、ホームページに障害に対する理解の促進及び啓発につながる記事の掲載</p>
<p>人権尊重意識の普及・高揚を図る活動を通して、障害のある人に対する理解を促進します。</p>	<p>人権啓発講演会の開催 人権パネル展の開催</p>
<p>3) 交流活動などの推進</p>	
<p>障害の理解の促進及び市民との交流を図る活動を支援します。</p>	<p>相模原市障害者作品展の開催 相模原地区障害児・者作品写真展の開催支援 高次脳機能障害講演会の開催 民生委員・児童委員、ボランティアなどへの啓発資料の配布及び研修の実施</p>
<p>障害のある人及び障害福祉団体による様々な作品発表並びにボランティア体験会などの実施により、市民と障害のある方が共に交流し、障害及びボランティアについての理解を深める活動を支援します。</p>	<p>ほかほかふれあいフェスタの開催支援【再掲】</p>

4) 人権・福祉研修などの充実	
障害施策推進のための情報共有と意識啓発のための研修を実施し、障害に対する理解を促進します。	体験型研修などの職員の福祉研修の実施 障害福祉従事者、障害者及び家族並びに市民を対象とした地域の福祉力向上等を目指した研修の実施
福祉、保健、医療の関係機関の職員など従事者の技術向上のための研修をキャリアパスに基づき実施し、人材の育成を推進します。	教育研修事業の実施
障害福祉サービス事業所職員などの市内の福祉従事者に向けた体験的な研修の実施と情報提供により、人材の育成を支援します。	福祉従事者向け体験研修の実施
障害福祉等の制度やケアの方法等に関する研修を実施し、福祉・介護サービスの質の向上等を図ります。	医療・介護連携推進事業における介護支援専門員への研修の実施
専門性の向上及び障害に対する理解を促進するため、関係機関と連携を取りながら、積極的に研修を行います。	教職員・職員への研修の実施 支援教育コーディネーター研修の実施 支援保育コーディネーター研修の実施
人権尊重の理念や人権課題への理解を深めるため、人権研修を実施します。	職員等への人権研修の実施

1-1(2) 人権・福祉に関する教育を推進します

取組内容	主な関連事業
1) 幼少期からの人権・福祉教育の推進	
認定こども園、保育所、幼稚園で乳幼児期からお互いを理解する心を育て、共に成長することを目指す機会を充実します。	認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施
認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において地域の中で共に学び、共に育つ機会を充実します。また、児童発達支援センターとの交流保育を実施します。	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、児童発達支援センターにおける交流保育・教育の推進
2) 地域における福祉教育などの推進	
全小・中学校を人権・福祉教育実践校として人権・福祉教育を推進します。	人権・福祉教育の推進 人権・福祉教育活動展の実施 人権教育指導資料集の活用紹介

1-1(2) 人権・福祉に関する教育を推進します

	市社会福祉協議会による福祉教育の推進を支援します。	高校福祉教育活動推進事業の実施 みんないいひと体験講座の開催 「福祉のしごと魅力発信」高校等キャリア教育推進事業の開催
--	---------------------------	---

1-1(3) 情報バリアフリーを推進します

	取組内容	主な関連事業
	1) 情報提供の充実	
	広報さがみはら及びホームページを活用し、障害及び障害のある人に対する理解の促進及び啓発を推進します。また、必要な福祉情報の提供を行います。	障害及び障害のある人に対する理解の促進
	障害のある人の生活に必要な情報をまとめた冊子の作成・配布を行います。	「福祉のしおり」の作成・配布 「福祉のしおり」の録音版・点字版の作成・配布
	ボランティア、福祉活動などの福祉情報の提供を促進します。	社協さがみはら「みんないいひと」による福祉情報の提供の支援
	2) 情報保障の充実	
	視覚障害のある人のための情報保障を充実します。	市が発行する刊行物への音声コードの積極的な採用 「福祉のしおり」の録音版・点字版の作成・配布【再掲】 投票所で使用する候補者氏名一覧の点字版の作成 「選挙のお知らせ」の録音版・点字版の作成・配布 「候補者のお知らせ」の録音版の作成・配布
	聴覚障害及び音声・言語障害のある人のための情報保障を充実するとともに、様々なコミュニケーション手法の普及活動を行います。	手話通訳者・要約筆記者派遣の実施 手話通訳者設置事業の実施 手話通訳者・要約筆記者等養成講座の実施 盲ろう者向け通訳・介助員派遣・養成事業の実施 遠隔手話通訳サービスの導入 中途失聴・難聴者のための意思疎通支援事業の実施

	<p>障害の特性に応じた情報提供サービス等を充実します。</p>	<p>視覚障害者情報センターにおける点字・録音図書 の貸出しなど 各図書館における図書資料、点字・録音図書、 視聴覚資料などの貸出し ボランティアによる図書の対面朗読の実施 点訳・録音ボランティアの養成講座の実施 障害のある人に配慮したホームページ利用の 調査・研究 全身性障害者等入院時コミュニケーション支 援事業の実施</p>
	<p>障害のある人に配慮した情報提供を行うよう、市民及び事業者に対して、啓発を行います。</p>	<p>障害のある人に配慮した情報提供の啓発</p>

1-1(4) 人権施策を推進します

	取組内容	関連事業
	<p>人権施策推進指針に基づき、あらゆる施策へ人権尊重の理念を反映し、人権尊重を基調とした市政運営を行います。</p>	<p>人権施策審議会の開催 人権施策推進指針の改定</p>

基本施策2 権利擁護の推進

～ 障害のある人の権利を守るために～

現状と課題

障害のある人が多様な選択肢及び情報の中から自らの意思により選択し、地域及び施設で主体的に生活を送るためには、福祉サービスなどの生活基盤の安定を図る施策と合わせて、権利擁護が必要です。

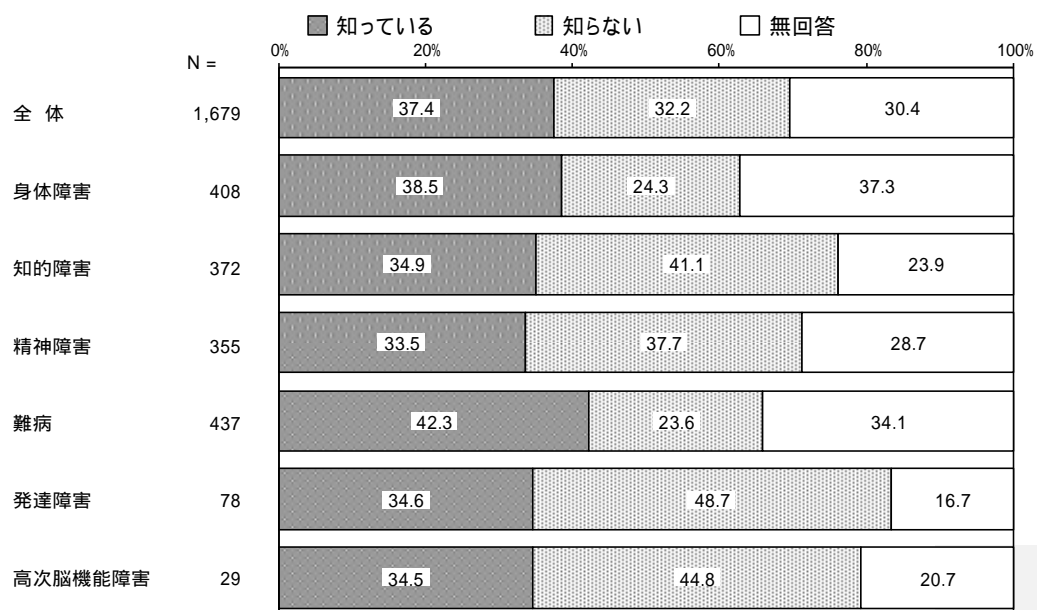
障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、専門的な相談や援助を受けられるような権利を擁護する取組が必要です。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）の趣旨を踏まえ、障害のある人を社会全体で支えるための重要な手段である成年後見制度の利用を促進する取組を行う必要があります。

障害のある人への虐待を防止し、自立や社会参加を進めるため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）の趣旨等に関する普及啓発を行うことが必要です。

障害のある人の活動や社会参加を制約する社会的障壁の除去を進めるため、広く障害者差別解消法の趣旨等に関する普及啓発を行うことが必要です。

成年後見制度の認知



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 権利擁護を推進します

地域での取組、施設などが行う福祉サービスに関して障害のある人の視点から点検し改善する活動、人権を守る視点からの相談、それに基づく権利を守る活動など、個人のプライバシーに配慮しながら障害のある人一人ひとりの権利を擁護する取組を進めます。

(2) 成年後見制度を推進します

判断能力が不十分なため契約や金銭管理が困難な障害のある人が、地域で安心して生活ができるよう関係機関と連携し、市民後見人の養成や活動の支援など、後見人を確保するための取組などを進めます。

(3) 障害のある人への虐待防止を推進します

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な場面での虐待を想定し、虐待防止につなげる体系づくりを推進します。

(4) 障害を理由とする差別の解消を推進します

障害を理由とする差別の解消や社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供に関する普及啓発を推進します。

(5) 障害のある人への消費者被害の防止を推進します

障害のある人の消費者としての権利の確立と自立を支援し、安全で安心した消費生活の確保に向けた取組を推進します。

具体的な取組

1-2 (1) 権利擁護を推進します	
取組内容	主な関連事業
障害のある人の権利擁護に当たり、支援するだけでなく、障害のある人の意見を反映できる体制の整備を推進します。	障害者施策推進協議会の開催
障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談、援助を行います。	日常生活自立支援事業の実施 (仮称)権利擁護センターの設置運営の支援

1-2(2) 成年後見制度を推進します	
取組内容	主な関連事業
1) 成年後見制度の普及啓発	
成年後見制度の利用促進のため、制度の周知を推進します。	成年後見制度の周知の推進 公開講座や無料相談会の開催 高齢者支援センターによる普及啓発
市内の相談支援事業者などに成年後見制度に関する研修を実施し、制度に対する理解を深め、制度を必要とする相談者への利用説明を行う体制を整備し、利用促進につなげます。	成年後見制度利用研修会等の実施
2) 成年後見制度の利用支援	
知的障害、精神障害などにより財産管理及び契約などの法律行為を自分で判断することが困難な場合に、後見人などの援助が受けられるよう、審判申立てや後見活動に対する支援を行います。	成年後見制度利用支援事業の実施
日常生活自立支援事業と連携し、成年後見制度による法人後見の実施などを支援します。	成年後見事業の実施の支援
3) 利用促進に向けた環境づくり	
成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえた取組を行います。	成年後見制度利用促進基本計画の策定
制度を円滑に運用するため、専門家団体との連携を図ります。	関係団体とのネットワークの構築
成年後見制度の利用促進に必要な、身近な地域に暮らし、利用者を支援することができる人材を育成するための研修及び活動の支援を実施します。	市民後見人制度の推進

1-2(3) 障害のある人への虐待防止を推進します

取組内容	主な関連事業
<p>障害者虐待防止法を踏まえ、関係機関等により構成されるネットワークを活用し、障害者等に対する虐待の未然防止など、虐待防止に向けた取組を進めます。</p>	<p>高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会の開催 障害者虐待防止事業の実施 障害者権利擁護・虐待防止研修の実施 要保護児童対策地域協議会の開催</p>

1-2(4) 障害を理由とする差別の解消を推進します

取組内容	主な関連事業
<p>障害を理由とする差別の防止や相談に関する体制を整備するとともに、啓発活動を行います。</p>	<p>障害者差別解消法に関する普及啓発活動の実施 障害者に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供などについての普及啓発 障害者差別解消支援地域協議会の開催 市職員による職員対応要領に基づく対応</p>

1-2(5) 障害のある人への消費者被害の防止を推進します

取組内容	主な関連事業
<p>市ホームページや消費生活情報紙「すばいす」、パンフレット等による消費生活情報の発信をするとともに、地域における消費者啓発の充実を図ります。</p> <p>また、消費生活センター及び相談事業の周知並びに相談員の人材育成を行うことで、消費者被害の拡大防止に努めます。</p>	<p>消費生活情報の充実 消費者教育及び啓発・学習機会の提供 消費生活相談窓口の充実</p>
<p>地域主体との連携により、見守りを必要とする障害のある人の消費者被害の早期発見と相談対応の実施を行います。また、見守りに携わる関係機関等への積極的な情報提供による消費者被害の防止に努めます。</p>	<p>見守り活動の推進</p>

基本施策3 障害者団体などの地域での活動の支援

～地域社会に参加しやすい環境づくりをめざして～

現状と課題

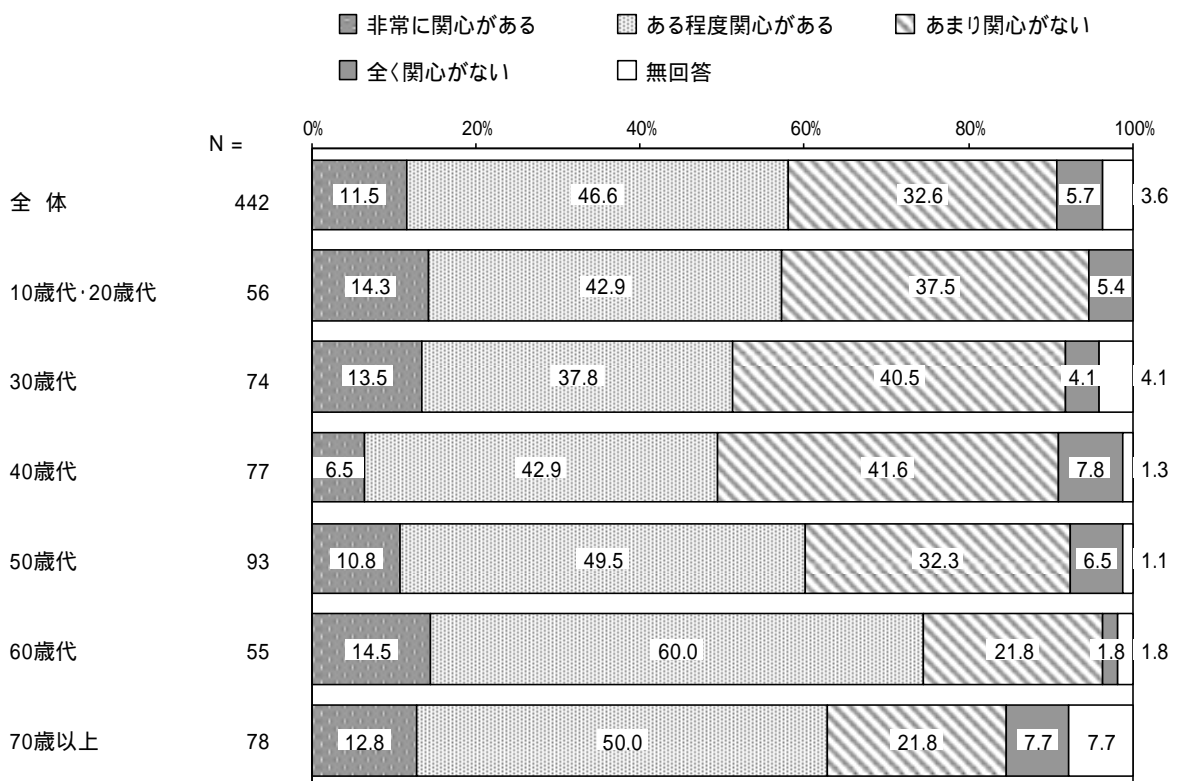
障害者団体による自主的活動に対して、障害のある人の社会参加を促進する視点とエンパワーメントの視点からの支援が必要です。

ボランティア活動への関心を高めるとともに、参加しやすい環境づくりを進める必要があります。

地域福祉や障害福祉の推進に当たっては、中核的役割を担う福祉団体などと協調して進める必要があります。

障害者団体及びボランティアの「自主性」・「自立性」を尊重し、行政と民間との役割分担を明確にした上で、その活動を支援する必要があります。

福祉に関するボランティア活動への関心



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（一般市民調査）



施策の方向性

(1) 障害者団体への支援を実施します

障害者団体等が行う障害等への理解を深める活動や、当事者の視点を生かした取組に対して支援します。

(2) 福祉団体への支援を実施します

地域福祉や障害福祉の推進の中核的役割を担う福祉団体に対して支援します。

(3) ボランティア活動への支援を実施します

ボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に興味がある人に対して、情報や場を提供します。また、福祉団体と連携して、点訳・音声訳・手話・要約筆記ができる人などを養成し、障害のある人のニーズに合ったボランティア活動ができるよう支援します。

具体的な取組

1-3 (1) 障害者団体への支援を実施します

取組内容	主な関連事業
障害者団体の活動に係る経費の負担軽減を図り、福祉増進の一助とするための支援を行うとともに、支援内容の在り方について検討します。	障害者福祉団体の活動支援 当事者団体等福祉活動助成
障害者団体等との協働により、当事者の視点を生かした取組の充実を図ります。	障害者団体等の活力を生かした事業の検討・実施
障害者団体の活動の活性化を図るため、各団体の活動内容の市民への周知について支援します。	社協さがみはら「みんないいひと」に障害者団体の活動等を掲載

1-3 (2) 福祉団体への支援を実施します

取組内容	主な関連事業
地域福祉推進の中核的組織である市社会福祉協議会の運営を支援します。	市社会福祉協議会の運営支援
障害福祉推進の中核的組織である市社会福祉事業団の運営を支援します。	市社会福祉事業団の運営支援

1-3(3) ボランティア活動への支援を実施します	
取組内容	主な関連事業
1) ボランティア活動の支援	
ボランティアの育成、組織運営、事業などへの支援を行います。	市社会福祉協議会によるボランティアセンターの運営への支援 いるかバンク（ボランティア登録制度）の運営（登録者への情報提供及び活動機会の充実）への支援 ボランティア育成セミナーの開催 ボランティアグループへの助成 地域活動・市民活動ボランティア認定制度の推進
ボランティア活動中の事故などに対応する市民活動サポート保険を活用し、市民が安心して活動できる環境をつくれます。	ボランティア活動中の事故などに対応する市民活動サポート補償制度の実施
2) ボランティア活動を行う人の養成	
ボランティア活動への参加を希望している人のために、ボランティア活動に関する基礎知識等を学ぶための養成講座の開催を支援します。（市社会福祉協議会による相模原ボランティア協会への支援）	ボランティア養成講座の開催支援

第2章 地域で安心して「暮らす」

基本施策1 相談体制の充実

～ 気軽な相談から専門的な相談まで～

現状と課題

福祉、保健、医療、教育、雇用など、様々な分野で実施されている、障害のある人への支援に関して、これらの施策の連携を図るため、相談体制の更なる充実と民間と行政の連携により障害のある人を支援する仕組みの整備が必要です。

障害のある人の意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行えるよう、相談の実施等による支援を行うことが必要です。また、障害のある人に関する様々な施策の情報を適切に提供できるよう、提供方法などの充実を図ることが必要です。

近年は、障害のある子と要介護の親がいる世帯、障害のある親とひきこもり状態の子の世帯など複合化・複雑化した悩みを抱える世帯への支援が課題となっており、課題の解消に向けては、包括的な支援体制の整備が必要です。

必要なときに気軽に相談するために必要だと思うこと

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	1,679	408	372	355	437	78	29
電話やファクスでの相談が充実していること	17.0	16.4	12.6	18.6	19.5	20.5	17.2
電子メールでの相談ができること	13.0	7.1	11.0	17.2	14.9	26.9	6.9
職員が自宅などに訪問して、相談にのってくれること	19.4	18.4	19.9	22.0	17.4	20.5	20.7
休日や夜間も相談できること	21.0	16.2	21.0	26.5	20.8	24.4	13.8
専門的な相談ができること	25.0	21.1	22.8	26.8	28.1	34.6	13.8
どこで、どんな相談ができるか分かりやすくすること	39.3	33.1	40.3	37.7	43.9	51.3	31.0
身近なところで相談できること	31.0	24.5	37.9	33.8	27.9	42.3	17.2
プライバシーが守られる相談場所があること	26.1	16.9	27.7	33.8	27.2	24.4	27.6
定期的に相談できる仕組みがあること	24.2	15.4	34.7	25.4	19.5	39.7	31.0
その他	3.9	3.7	3.8	6.2	1.1	7.7	10.3
無回答	17.7	27.0	17.5	13.8	15.3	6.4	6.9

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 相談体制の充実を図ります

障害のある人及びその家族が抱える様々な相談や疑問、悩みに応じることができるよう、関係機関と調整を図ることなどにより、相談窓口の機能を充実します。

また、専門性を要する相談について、精神保健福祉センター、障害者更生相談所、児童相談所、陽光園などに専門的知識を有する職員を配置し、必要な支援の提供に努めます。

相談の実施に当たっては、障害のある人の意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行うための取組を進めます。

(2) 地域特性に応じた支援体制整備を推進します

地域における障害のある人等への支援体制に関する課題について、関係機関との情報共有や連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備を進めます。

(3) 地域で支え合う仕組みをつくります

行政及び相談支援事業者をはじめ、民生委員・児童委員、障害福祉相談員、近隣住民などの地域の多様な人材を活用した、安心して身近で相談できる環境の整備を進めます。

(4) 情報提供の充実を図ります

福祉に関する各種制度の活用を進めるためには、必要な情報を必要な人に提供することが第一歩となるため、福祉に関する様々な情報を収集し、障害のある人のニーズや特性に応じて提供できるよう、分かりやすい情報提供の実施などを推進します。

具体的な取組

2-1(1) 相談体制の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 何でも気軽に相談できる相談体制の充実	
市の相談窓口の連携を強化し、相談者の様々なニーズに合った気軽に相談できる体制を充実します。	障害の特性に適応した相談・サービス提供の実施
研修の実施などにより障害福祉相談員の技術向上を図り、障害のある人が相談しやすい環境を推進します。	障害福祉相談員による相談事業の実施 障害福祉相談員研修会の開催
社会生活上必要な心構え及び生活能力の修得に関する相談支援を実施します。また、障害のある人が対等な立場で話を聞き合う環境を提供するとともに、障害のある人自身がカウンセラーになるためのピアカウンセラーの養成を行います。	障害者支援センター松が丘園における相談業務の実施 当事者ミーティング事業の実施 障害者地域活動支援センター 型でのピアカウンセラーの養成及びカウンセリングの実施
障害のある人が身近な場所で障害福祉サービスの利用などに関する相談ができるよう、指定相談支援事業者への支援を行います。	指定相談支援事業者への支援 相談支援従事者への研修の実施
精神障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、相談支援等を行う障害者地域活動支援センターの運営を支援します。	障害者地域活動支援センター 型の運営
ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を検討・実施します。	関係機関の連携による相談支援
高齢者保健福祉計画に基づく各種サービスの情報提供及び相談業務との連携を図ります。また、制度の移行などによるサービス提供を円滑に実施します。	高齢者支援センター(地域包括支援センター)における情報提供及び相談業務の実施

2) 専門性のある相談体制の充実	
<p>関係機関との連携による地域生活支援の充実のための相談支援を実施します。</p>	<p>療育技術支援 専門的療育相談、指導 障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業の実施 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施 障害者相談支援キーテーションにおける相談支援の実施</p>
<p>専門性のある相談を行うために、必要な機関に専門的な知識を有する職員を適正に配置します。</p>	<p>精神保健福祉センター 障害者更生相談所 児童相談所 陽光園</p>
<p>発達障害のある人の相談支援、普及啓発などを行うため、発達障害者地域支援マネージャーなどの専門的な職員を配置し、発達障害支援センターを運営します。 発達障害のある人の地域支援体制を充実させるため、発達障害支援ネットワーク会議を発展させ、発達障害者支援地域協議会を設置します。</p>	<p>発達障害相談・支援の実施(M a p(支援シート)の作成など) 発達障害者支援地域協議会の設置・開催 発達障害支援センターによる関係機関への助言</p>
<p>障害の特性などを考慮した人材の確保やネットワークの構築により、専門的な相談に応じる体制を整備します。</p>	<p>高次脳機能障害者支援ネットワーク連絡会の開催 重症心身障害児者ネットワークへの参加</p>
<p>障害のある人の意思を尊重するとともに、可能な限り、適切に意思決定を行うための取組を進めます。</p>	<p>障害福祉サービスの利用等に係る意思決定等について検討・実施</p>

2-1(2) 地域特性に応じた支援体制整備を推進します

取組内容	主な関連事業
<p>民間と行政の関係者で構成する障害者自立支援協議会において、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報共有等を図るとともに、相談支援の仕組みづくりを推進します。</p>	<p>障害者自立支援協議会の開催 障害のある児童の障害福祉サービスへの円滑な移行等へ向けた検討</p>
<p>地域共生社会の実現に向けて、関係機関の連携を更に深めながら、包括的な支援体制の構築を進めます。</p>	<p>高齢者支援センター、地域子育て支援拠点、障害者相談支援事業所などの関係機関の連携</p>

2-1(3) 地域で支え合う仕組みをつくります

取組内容		主な関連事業
	障害のある人が安心して身近で相談できる環境を整備するため、地域で暮らす人々の障害及び障害のある人に対する理解を促進します。	民生委員・児童委員、ボランティアなどへの啓発資料の配布及び研修の実施【再掲】
	地域住民の困りごとを早期に発見し、専門機関や住民活動による支援に結びつくよう調整する専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを市社会福祉協議会と連携して配置し、地域の福祉課題解決を図るための仕組みづくりに取り組みます。	コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援

2-1(4) 情報提供の充実を図ります

取組内容		主な関連事業
	障害のある人が悩みなどを相談できるよう、必要となる情報をまとめた冊子の作成・配布を行います。 作成に当たっては、録音版・点字版など障害特性に応じた情報提供の充実を図ります。	「福祉のしおり」の作成・配布【再掲】 「福祉のしおり」の録音版・点字版の作成・配布【再掲】
	情報技術を積極的に活用し、障害のある人のニーズに合わせた福祉情報等の提供を推進します。	ホームページ・マイ広報さがみはら(スマートフォンアプリ)の活用 安全・安心メールの送信

基本施策2 福祉サービス基盤の充実

～自己選択の機会の確保のために～

現状と課題

福祉サービスの提供に際しては、障害のある人の権利を尊重する視点から、自分の意思で各種福祉サービスを選択し、ライフスタイルを決定するという「自己決定と自己選択」を尊重することが必要です。

住み慣れた地域で、快適な生活を送るためには、居宅介護（ホームヘルプサービス）など各種福祉サービスの充実が重要です。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を充実し、障害のある人の生活全体を支えるサービス提供体制を整えることが必要です。

高齢の障害のある人などが、制度の縦割りを超えて柔軟に必要なサービスを受けられるよう、共生型サービスに関する取組の推進が重要です。

家庭内において介助の役割を担う家族の介護負担を軽減するため、介護を社会的に担っていくという視点で福祉サービスを充実することが必要です。

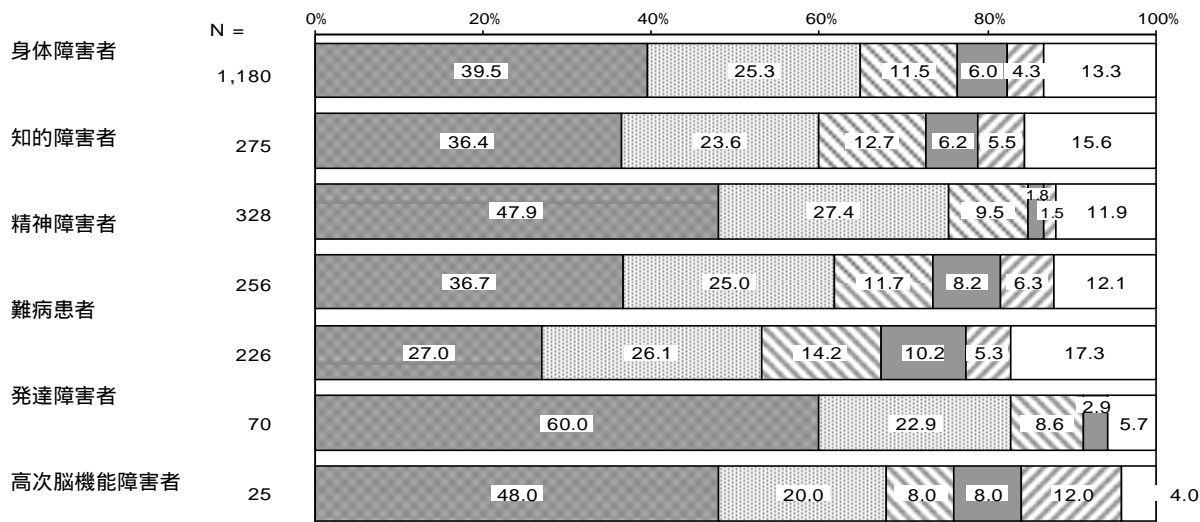
地域での生活を進めるためには「生活の場」の確保、社会参加を進めるための取組、適切な情報提供などが必要で

補装具、日常生活用具などの「福祉用具」は、障害のある人の「自立と社会参加」を促進するとともに、介助者の負担軽減にも有効であることから、その活用を進めることが必要です。

主な介護者・介助者の状態

- 健康である
- ▨ 病気ではないが疲れぎみ
- ▧ 病気がちであるが、とくに介護・介助に支障はない
- 病気があり、療養中などで介護・介助に支障がある
- ▨ 高齢により、介護・介助に支障がある
- 無回答

全 体



平成 28 年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 地域生活・自立生活支援の充実を図ります

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、共生型サービスの枠組みなどを活用しつつ、地域におけるサービス基盤を整備するとともに、重度の障害があっても、必要な支援を受けながら地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービス事業所などとも連携して取り組みます。

(2) 家族支援の充実を図ります

学齢期の障害のある児童の放課後の受入れや家族負担が大きい送迎支援などについて関係機関と連携し、充実を図ります。また、介助者の休息（レスパイト）などのため、身近な場所で施設の利用ができるよう支援を充実します。

(3) 生活の場の充実を図ります

障害のある人が地域で自立して生活するため、共同生活援助(グループホーム)の確保に努め、地域生活の移行を促進します。また、日常動作に介助が必要な方、単身生活に不安のある方などに対し、状況に応じた生活の場が提供できるよう、ニーズに合った福祉サービスを充実します。

(4) 地域活動支援センターの充実を図ります

障害のある人の活動の場である地域活動支援センターについては、障害のある人などのニーズを把握するとともに、利用者の生活の質の向上に配慮しながら、生活を支える場として運営することができるよう支援を進めます。

(5) 障害福祉サービス事業者などの充実を図ります

障害のある人の地域での自立した生活を支援するという基本姿勢を踏まえ、生活支援機能、各種訓練機能などが充実するよう、運営等に対する支援を進めます。

(6) 障害福祉サービス事業者などのネットワークの充実を図ります

障害の種類及び程度に応じ、障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスの選択及び障害福祉サービス事業者間の柔軟な移行が可能となるよう、市内の障害福祉サービス事業者のネットワークの充実を図ります。

(7) 福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります

障害のある人の身体状況及び生活に適した福祉用具の積極的な活用を促進するため、日常生活用具などの給付事業に取り組むとともに、福祉用具に関する情報提供及び相談を行う体制を充実します。

具体的な取組

2-2(1) 地域生活・自立生活支援の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 在宅福祉サービスなどの充実	
在宅での安心した生活に必要な訪問サービスを充実します。	居宅介護（ホームヘルプサービス） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 障害児者入浴サービス 居宅訪問型児童発達支援 重症心身障害児（者）訪問看護支援事業
障害のある人のニーズに合わせた日中活動のためのサービスを充実します。	生活介護 自立訓練（機能訓練、生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型、B型） 就労定着支援 療養介護
居宅での介助が困難な場合、障害のある人が一時的に福祉施設を利用して介助サービスを受ける事業を充実します。	短期入所 日中短期入所事業
障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害のある人、矯正施設等を退所する障害のある人の地域への移行・定着に関する支援を充実します。	地域移行支援 地域定着支援
高齢の障害のある人が柔軟に必要なサービスを受けられるよう、共生型サービスに関する取組を進めます。	福祉サービス事業者への周知
難病のある人が専門的な医療を受けながら、療養生活の質の向上を図り、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、難病患者地域支援対策推進事業を実施します。	難病講演会（医療相談会）の実施 訪問相談事業の実施 患者会支援 難病患者等ホームヘルパー養成研修の実施 難病対策地域協議会の設置・開催
2) 自立生活への支援	
障害のある人の地域生活を支援する拠点等の運営を支援します。	地域生活支援拠点等の運営支援

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動、生産活動の機会の提供及び地域との交流を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を行うサービスを充実します。	地域活動支援センター 型の運営支援
障害のある人が社会に参加していく力を身に付け、地域で自分らしい生活を送るため、障害者自立生活支援事業を実施します。	障害者自立生活支援事業の実施
自立した生活を支援するために必要となる各種手帳を発行します。	身体障害者手帳の発行 療育手帳の発行 精神障害者保健福祉手帳の発行
各種手当などを給付します。	特別児童扶養手当 児童扶養手当 特別障害者手当等 市重度障害者等福祉手当 在日外国人障害者等福祉給付金 障害者扶養共済制度
3) 社会参加支援の充実	
障害のある人の社会参加の促進を図るため、移動支援を充実します。	移動支援事業(ガイドヘルプサービス) 身体障害者福祉車両等運行事業の実施 自動車燃料費の助成 福祉タクシー利用料の助成 自動車運転訓練費の助成 自動車改造費の助成 障害者施設通所交通費の助成 ことばの道案内提供事業の実施
4) 民間福祉サービスとの連携	
障害、高齢などのために、日常生活を営む上で援助が必要な世帯に、市民の参加と協力により、会員方式で実施する有料家事援助・介助サービスを支援します。	ふれあいサービスの実施支援
障害者支援センター松が丘園において障害福祉サービス事業者の職員を対象にした研修など、障害福祉サービスの向上を目的として、障害福祉サービス事業者への支援を行います。	福祉研修センター事業の実施

2-2(2) 家族支援の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 一時預かりの充実	
障害のある人の家族の休息（レスパイト）のため、医療的なケアを要する人の利用拡大など、身近な地域で障害のある人を一時的に預かる事業を充実します。	日中短期入所事業の実施【再掲】 障害者一時ケア事業の実施 要医療ケア障害児在宅支援事業の実施 難病患者一時入院事業の実施
2) 放課後対策の充実	
障害のある児童の放課後及び夏休みなどの支援を充実します。	日中短期入所事業の実施【再掲】 障害者一時ケア事業の実施【再掲】
3) 送迎支援などの実施	
既存の支援制度の対象になっていない人の送迎について、ニーズを把握・検討します。	障害のある人の通学、通所などに必要となる移動手段の確保の検討

2-2(3) 生活の場の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 共同生活援助（グループホーム）の利用の促進	
障害のある人が地域での生活に円滑に移行するために、グループホームを利用した支援を促進します。	共同生活援助事業家賃助成 共同生活援助事業への支援 体験宿泊の実施
2) 福祉、保健・医療サービスの充実	
障害のある人のニーズに応じ、生活を支える福祉サービスの充実を図ります。	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援 地域定着支援【再掲】

2-2(4) 地域活動支援センターの充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 地域活動支援センターの運営	
精神障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援等を行う障害者地域活動支援センターの運営を支援します。【再掲】	障害者地域活動支援センター 型の運営【再掲】

地域活動支援センターの運営を支援します。	地域活動支援センター 型の運営支援【再掲】
2) 地域活動支援センターの機能の拡充	
地域活動支援センターの機能・体制を充実・強化するために必要となる人件費を助成します。	地域活動支援センター機能強化事業の実施

2-2(5) 障害福祉サービス事業者などの充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 障害福祉サービス事業者などへの支援	
障害のある人の地域生活の充実を図るため、障害福祉サービス事業者などへの支援を行います。	障害福祉サービス事業者などへの運営支援
2) 障害福祉サービス事業者などの機能の充実	
障害のある人に質の高いサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業者への支援を進めます。	民間障害福祉施設等運営費の助成 障害福祉施設の運営支援
施設の安全・安心の実現に向け、老朽化した施設の建て替えなど障害福祉施設の整備を促進します。	老朽化した障害福祉施設の整備

2-2(6) 障害福祉サービス事業者などのネットワークの充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 障害福祉ネットワークの整備	
民間と行政の関係者で構成する障害者自立支援協議会において、地域の障害福祉に関する地域生活支援システムの構築を検討します。	障害者自立支援協議会の開催【再掲】
発達障害者の地域支援体制を充実するため、発達障害支援ネットワーク会議を発展し、発達障害者支援地域協議会を設置します。	発達障害者支援地域協議会の設置・開催【再掲】

2-2(7) 福祉用具の給付と提供体制の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
身体障害のある人の補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を支給します。	補装具費の支給
障害のある人の日常生活を支援するため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。	障害児者日常生活用具の給付
身体又は知的に障害のある児童に対し、訓練器具、介助用具及び生活補助器具の購入費を助成します。	障害児訓練器具等購入費助成事業の実施
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等を助成します。	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施
福祉用具に関する相談を推進します。	補装具更生相談（肢体、聴覚）の実施

基本施策3 保健医療サービス

～地域での保健・医療～

現状と課題

障害について初期の段階から、保健・医療に関する悩み、疑問などを相談できる体制が必要です。

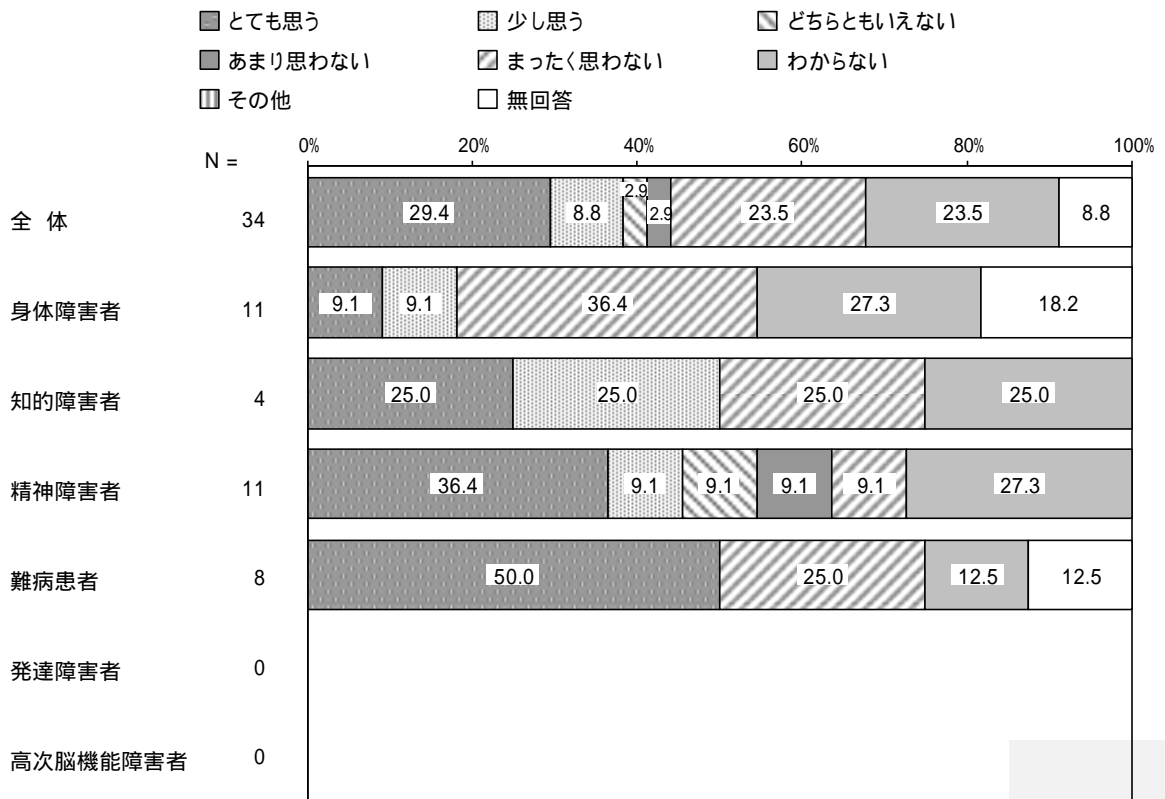
定期的医学管理を必要とする障害のある人及び通院が困難な障害のある人に対応するため、医療供給体制の充実が必要です。

障害のある人の自立した生活のため、リハビリテーションを充実することが必要です。

健康増進施策、安全管理施策などの充実が必要です。

保健医療サービスの充実には、国・県・市、医師会などの関係機関の協力と連携が必要です。

現在入院している病院を退院して地域で生活したいと思うか



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 健康増進施策の充実を図ります

市民の生涯にわたる、こころと体の健康づくりを進めるため、各種保健サービスを提供し、地域保健の向上を図ります。また、疾病の予防、健康の保持・増進のための相談などを進めます。

(2) リハビリテーションの充実を図ります

理学療法、作業療法、言語療法などのリハビリテーションの充実を図ります。

(3) 身近な地域における医療体制の充実を図ります

安心して医療サービスが受けられるよう、医療費助成などを実施するとともに、医療への多様なニーズに対応するなど、身近な地域における医療体制の充実を図ります。

具体的な取組

2-3 (1) 健康増進施策の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 地域保健の向上	
市民の安全を守るため、様々な健康危機管理事案に対応する健康危機管理体制の整備を推進します。	健康危機管理体制の充実
2) 相談事業等の充実	
生活習慣病の予防、健康の保持・増進を目的とした健康教育事業や健康相談事業を実施します。	生活習慣病予防のための健康教育、健康相談の実施
健康の保持・増進、心身機能の低下防止を目的として、保健師、管理栄養士など専門職による訪問事業を実施します。	専門職による訪問事業の実施
国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見・生活習慣改善を目的として、特定健康診査・特定保健指導等を実施します。	特定健康診査・特定保健指導等の実施

3) 疾病予防などの取組	
個人及び集団における重篤な疾患の発生及び蔓延を防止するため、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期予防接種等を実施します。	疾病の発生及び蔓延を防止するための予防接種事業等の充実 予防接種法に基づく定期予防接種の実施

2-3(2) リハビリテーションの充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) リハビリテーションの充実	
地域で参加できる施設リハビリテーションを充実します。	自立訓練（機能訓練）【再掲】

2-3(3) 身近な地域における医療体制の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 医療費の助成等の実施	
小児慢性特定疾病のある児童などへ医療費等を支援します。	小児慢性特定疾病児童手帳の交付 小児慢性特定疾病医療給付 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 小児慢性特定疾病児の相談支援 未熟児養育医療給付
心身の障害状態の軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を営むために必要な自立支援医療費を支給します。	自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）
医療と常時介護を要する人に対し、医療費を支給します。	療養介護医療 肢体不自由児通所医療 障害児入所医療
健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成します。	重度障害者医療費の助成 ひとり親家庭等医療費の助成 小児医療費の助成
指定難病のある人に対し、医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部助成をするとともに、療養生活の支援をします。	特定医療費（指定難病）医療給付 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

2) 多様なニーズに対応する医療サービスの充実	
訪問看護等を実施している機関との連携及び質の向上を図ります。	訪問看護研修会の開催 訪問看護等連絡会議の開催 重症心身障害児(者)看護研修事業の実施
障害のある人の歯と口腔の健康づくりを促進します。	障害者歯科診療事業の実施
重症心身障害児が安心して在宅生活を継続できるよう、退院から在宅医療や療育、家族の休息(レスパイト)等の支援を一体的に受けられるよう支援します。	要医療ケア障害児在宅支援事業の実施【再掲】
3) 救急医療体制の確保	
休日・夜間における、充実した救急医療体制の確保を図ります。	救急医療情報センター運営事業の実施 急病診療事業の実施 地域医療協力事業の実施
精神科救急医療体制について、神奈川県、横浜市、川崎市と協調し、実施します。	4 縣市協調システムによる精神科救急医療体制の推進 精神科救急医療調整会議の開催

基本施策4 福祉人材の確保・定着・育成

～ 障害特性等に配慮したサービスの提供のために～

現状と課題

障害のある人の重度化・高齢化や支援ニーズの多様化に対応するため、福祉人材の確保が課題となっています。

障害のある人に安定した質の高いサービスを提供するためには、福祉サービス従事者の働きやすい環境の整備やサポート体制の充実が重要です。

障害の特性等は多様であり、質の高い福祉サービスの提供に当たっては、これらの障害特性等に配慮した支援が必要です。



施策の方向性

(1) 福祉サービスに関わる人材の確保に努めます

障害のある人の生活を支える、福祉サービス従事者の確保に取り組みます。

(2) 専門性を持つ人材の育成・定着に努めます

保健師、理学療法士、作業療法士、精神保健に関わる人材などをはじめとして、福祉、保健・医療、教育、雇用など、生活の様々な場面で障害のある人への福祉サービスの提供に関わる専門性を持つ人材の育成とその職場環境の整備の支援により、定着を進めます。

具体的な取組

2-4(1) 福祉サービスに関わる人材の確保に努めます

取組内容	主な関連事業
福祉人材の確保のため、市民・学生等への啓発を目的とした説明会や就職相談会を開催します。	多様な人材確保に向けた福祉と介護の仕事に関する就職相談会の開催 多様な人材の参入・参画に向けた啓発 人材確保に向けた新たな支援策の検討
聴覚障害のある人などの社会参加の促進を図るために、手話通訳者・要約筆記者養成講座を実施します。【再掲】	手話通訳者・要約筆記者養成講座の実施【再掲】

2-4(2) 専門性を持つ人材の育成・定着に努めます

取組内容	主な関連事業
障害福祉サービス事業所職員など、市内の福祉従事者に向けた研修の実施と情報提供により、人材の定着・育成を支援します。	障害福祉サービス事業所職員などに向けた、人材育成のための研修の実施と情報提供 障害福祉サービス事業所職員などに向けた、メンタルヘルス研修の実施 人材の定着・育成に向けた新たな支援策の検討
地域住民の困りごとを早期に発見し、専門機関や住民活動による支援に結びつくよう調整する、専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを市社会福祉協議会と連携して配置し、地域の福祉課題解決を図るための仕組みづくりに取り組みます。	コミュニティソーシャルワーカーの配置による横断的な支援【再掲】
ソーシャルワークの担い手としての相談支援従事者等の人材養成に努めます。	相談支援従事者研修体系に基づく研修の実施【再掲】
ケースワーカーの研修などを充実し、人材の養成を図ります。	新任職員研修の実施 補装具専門研修の実施
障害福祉等の制度やケアの方法等に関する研修を実施し、福祉・介護サービスの質の向上を図ります。	医療・介護連携推進事業における介護支援専門員への研修の実施【再掲】

基本施策5 精神保健福祉施策の充実

～地域での精神保健福祉～

現状と課題

精神障害のある人の社会参加を進めるためには、市民の障害に対する理解を深めることが重要です。

精神障害のある人に対する福祉、保健・医療サービスなどについては、障害福祉サービス事業者、医療機関などと連携しながら、充実を図ることが必要です。

今後、地域で生活していくために必要なこと

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	14	2	2	6	4	-	-
病気が良くなること	57.1	-	-	66.7	100.0	-	-
家族の許可や協力	64.3	100.0	50.0	50.0	75.0	-	-
主治医の許可や協力	50.0	-	50.0	50.0	75.0	-	-
退院後の住まいの場	21.4	-	-	50.0	-	-	-
困った時に相談できる人	50.0	-	100.0	50.0	50.0	-	-
退院を手伝ってくれる人	50.0	50.0	50.0	66.7	25.0	-	-
地域生活の練習ができる場所	21.4	-	50.0	33.3	-	-	-
家事や手続きを手伝ってくれる人	57.1	50.0	-	83.3	50.0	-	-
生活費などの経済的な保障	57.1	-	50.0	83.3	50.0	-	-
夜間・休日でも診てくれる医療機関	28.6	50.0	-	16.7	50.0	-	-
同じ障害や病気をもつ人との交流	21.4	-	50.0	16.7	25.0	-	-
生きがいや趣味	35.7	100.0	-	33.3	25.0	-	-
その他	0.0	-	-	0.0	-	-	-
無回答	0.0	-	-	0.0	-	-	-

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 精神保健福祉相談の充実及び福祉、保健・医療との連携の推進を図ります

精神疾患での入院から退院、その後の地域生活など精神障害のある人を支援するため、切れ目のない相談体制や精神保健福祉に係るサービスの充実を図るとともに、精神疾患等に対する理解を深めるための普及啓発を推進します。

(2) 精神保健福祉センターによる支援を推進します

精神保健及び精神障害のある人の福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談支援、関係機関に対する技術指導・援助などの事業を実施し、各区での精神保健福祉相談の充実が図られるよう、支援を進めます。

具体的な取組

2-5 (1) 精神保健福祉相談の充実及び福祉、保健・医療との連携の推進を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 精神保健福祉相談の充実	
市の相談窓口の連携を強化し、相談者の様々なニーズにあった気軽に相談できる体制を整備します。【再掲】	障害の特性に適應した相談・サービス提供の実施【再掲】
2) 普及啓発の推進	
市民の精神保健福祉に関する正しい知識や対応について理解を深めるとともに、市民のメンタルヘルス意識向上と地域への普及啓発を促進します。	普及啓発事業の実施 家族教室の実施

	自殺対策基本法に基づく自殺総合対策事業を積極的に実施します。	自殺対策協議会の開催 自殺対策の普及啓発 (講演会の開催、街頭キャンペーンの実施等) ゲートキーパー研修の実施 医療機関との連携による未遂者支援の実施 自死遺族の集いの開催 自殺予防専門電話 地域自殺対策ハイリスク地域ネットワーク会議への出席
3) 地域生活の支援		
	退院可能な精神障害のある人の地域移行を進めるため、精神科病院に設置されている「退院後生活環境相談員」及び「医療保護入院者退院支援委員会」等と連携を図り、円滑な地域生活への移行支援を進めます。	精神障害のある人の地域移行を進めるための保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置・開催 措置入院者等の退院後支援の充実
	精神障害のある人やその家族などが、互いに助け合いながら、共通の問題に対処していくことを目的とした集まりを支援するとともに、それを支援する団体等を育成します。	組織育成事業の実施
4) 社会参加支援の充実		
	地域で生活する精神障害のある人の生きづらさを軽減するため、心理教育等のセミナーを行い、その人らしい生き方の実現を支援します。	心理教育セミナーの開催 ライフプランセミナーの開催 エンパワメント講演会の開催

2-5(2) 精神保健福祉センターによる支援を推進します

	取組内容	主な関連事業
	こころの健康に関する悩み、困りごとなどの相談ができる専用電話を開設し、こころの健康づくりなどに関する相談を充実します。	こころの電話相談事業の実施
	こころの健康・精神疾患・社会復帰に関する相談、アルコール・薬物関連問題、思春期・社会的ひきこもりなどの相談に応じられる専門的な支援を充実します。	思春期・ひきこもり特定相談の実施 アルコール・薬物特定相談の実施 セカンドオピニオン外来の実施 不安・強迫性障害相談事業の実施

<p>福祉、保健・医療等の関係機関との連携を図りながら、精神障害のある人に対しての相談支援や対応が困難な事例に係る相談及び事業実施への技術的な助言を行うなど、専門的な支援を充実します。</p>	<p>地域支援事業の実施</p>
<p>精神障害のある人の人権に配慮しながら、その適正な医療の提供及び保護のため、精神科病院に入院している精神障害のある人の処遇などについて、専門的な審査を行います。</p>	<p>精神医療審査会の開催</p>
<p>こころの健康の増進、精神障害のある人の支援などについての諸資料の収集整備・調査研究を行い、精神保健福祉に関する資料及び情報の提供を充実します。</p>	<p>調査研究事業の実施</p>
<p>ひきこもりに悩む人を対象として相談や家族教室等の支援を実施します。</p>	<p>(仮称)ひきこもり地域支援センターの設置による支援の実施</p>

基本施策6 療育体制の整備

～乳幼児期・学齢期までの支援～

現状と課題

乳幼児健康診査の受診率を上げるとともに、気軽に相談できる窓口の体制を整え、発達に応じた療育を早期から提供することが必要です。

障害のある児童の発達を切れ目なく支援するため、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携が必要です。

障害のある児童が個々の持つ可能性を伸ばし安定した生活を送るために、保護者が療育について気軽に相談できる環境の充実が必要です。

障害のある児童の療育体制や、家族に対する相談支援体制の充実、障害に関する理解、仲間同士のネットワークづくりなどの保護者支援が必要です。

障害のある児童一人ひとりの状態及び特徴に合わせた療育を行うため、保護者と療育に携わる機関が情報を共有できるような仕組みづくりが必要です。

障害のある児童の支援の基盤として、相談機関、療育機関、教育機関、医療機関などのサービスの充実が必要です。

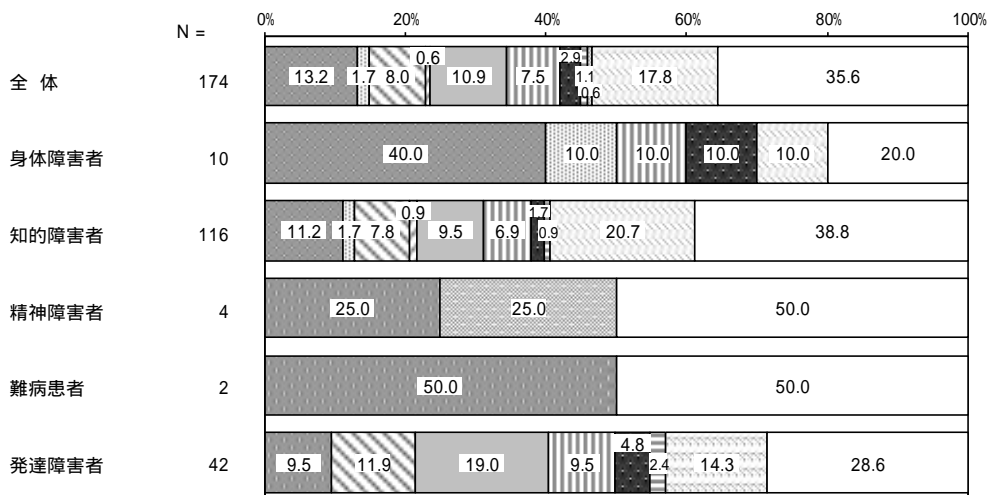
医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備が必要です。

療育に関するニーズは増加・多様化しており、支援が必要なときに適切につながるよう、初期療育の支援体制の充実が必要です。

療育センターは、長期間の運営により、施設・設備の老朽化が進行しているため、障害児者の利用施設にふさわしい施設・設備を整備することが求められています。

学校（学園）生活をする上での困りごと

- 家族の負担が大きい
- トイレや階段などの設備が不十分
- 教師・職員の理解が得にくい
- その他
- 交通手段が限られ通園・通所が不便
- 介護・介助が不十分
- 児童・生徒の理解が得にくい
- 特に問題はない
- 授業が難しい
- 友だちができてにくい
- 希望する学校・学級に入れない
- 無回答



平成 28 年度障害者相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 発育などの相談体制の充実を図ります

妊娠・出産の機会を捉え、子どもが産まれた全ての家庭に保健師等が訪問し、早い時期から子育ての支援を開始します。気軽に相談できる窓口や、身近な地域のサロンを紹介するとともに、乳幼児健康診査や各種健康教育等を通じて、栄養・歯科・心理などあらゆる側面から子育ての支援を展開します。また、その子の状況に応じて、気づきの段階から療育の窓口と連携をとり、療育相談につなげます。

(2) 療育体制の充実を図ります

障害のある児童とその家族が地域で安定した生活ができるよう、療育センター再整備基本計画に基づき、療育ニーズの増加、多様化への対応や初期療育の充実を図るとともに、市全体の療育推進を図る総括的な機関の設置や、各区療育相談窓口の機能強化など身近な地域で充実した支援が受けられる体制づくりに取り組みます。また、療育相談機関、児童相談所、医療機関、幼稚園・保育所・学校など、様々な機関が連携し、多面的に検討・調整するなど、支援の充実に取り組みます。

具体的な取組

2-6(1) 発育などの相談体制の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 出生前からの相談の充実	
育児についての不安及び悩みを軽減するため、様々な機会を捉えた相談支援事業を実施します。	母子保健相談の実施 母と子の栄養相談 地域における健康相談(ふれあい親子サロン)の実施
2) 相談及び健康診査の充実	
各種乳幼児健康診査や育児相談を実施し、子どもの発達を確認しつつ、親が感じている不安や悩みの相談に対応します。	妊婦健康診査の実施 妊婦歯科健康診査の実施 新生児聴覚検査の推進 乳幼児健康診査の実施 乳幼児精密健康診査の実施 乳幼児経過検診 う蝕ハイリスク児及び心身障害児歯科健康診査の実施 個別心理相談(おやこひだまり相談室)の実施 乳幼児健康診査の事後指導教室(ことり教室)の実施 低出生体重児・乳児等サロン(びよびよサロン)の実施 母子訪問指導事業の実施 療育機関での療育相談の実施 認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校での日常的見守りの実施

3) 保護者の支援	
家庭訪問を実施し、家族の背景を聞きながら、個別性を重視した支援を検討し、提供します。	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施 母子訪問指導事業の実施【再掲】 在宅療養者等訪問口腔衛生指導の実施
健康教育を実施し、妊娠や出産、子育てに関する情報提供や育児手技を学ぶとともに、親同士の情報交換の場を提供します。	母親父親教室の開催 妊婦歯科教室の開催 離乳食講習会の開催 むし歯予防教室の開催 幼児の良い食習慣普及啓発事業の実施 多胎児教室（ビーンズクラブ）の開催 育児支援教室（ママの休み時間）の開催

2-6 (2) 療育体制の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 相談及び支援の充実	
福祉、保健・医療、教育などの関係機関と連携した、発達・障害に関わる相談など総合的かつ専門的な支援を充実します。	療育相談・児童発達支援事業 個別療育の実施 リハビリテーションの実施 医療相談 就学相談・就学移行支援 (Map(支援シート)の周知) 支援者向け又は市民向け講座 巡回相談 発達障害者支援地域協議会の設置・開催【再掲】 支援教育ネットワーク協議会の開催
2) 障害児通所支援の充実	
支援や療育が必要な児童に対し、日常的な活動を通して基本的な生活習慣の自立や社会性の向上を目指して障害特性に応じた支援を実施するとともに、保護者などの家庭における療育技術の修得を支援します。	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援【再掲】 保育所等訪問支援【再掲】
3) 障害のある児童のための施設への運営支援	
各区の福祉型児童発達支援センターの運営を支援します。	福祉型児童発達支援センターへの運営支援

4) 障害児の療育・支援施設の整備	
<p>保健、医療、福祉、教育等の包括的な支援の提供体制を整備するなど、地域での共生社会の実現に向け、療育センター再整備基本計画に基づく取組を進めます。</p>	<p>療育センター再整備に向けた取組 診療機能を含めた療育内容の見直しと充実 療育支援及び発達障害支援を総括する機関の設置 地域生活支援のための各区療育窓口の機能強化</p>
<p>環境上の理由により社会生活への適応に困難を有する児童等を支援するための入所施設等の整備について検討します。</p>	<p>多様なニーズに対応した施設の整備の検討</p>
5) 専門性のある相談体制の整備	
<p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の設置やコーディネーターを配置します。</p>	<p>医療的ケア児支援のための協議の場の設置 医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置</p>
6) 保護者の支援	
<p>保護者が障害に対する理解を深め、児童の特性に合わせた育児を安心して行えるよう、講座の開催や、障害のある児童が楽しめる玩具や専門図書の貸し出しを行います。</p>	<p>保護者や親子向け講座の実施 オモチャライブラリーの運営</p>

基本施策7 バリアフリーのまちづくり

～ 障害のある人もない人も住みやすいまちづくり～

現状と課題

障害のある人の社会参加を支えるため、誰もが安心して快適に生活できるよう、建築物、道路、公園などにおける福祉的配慮に優れたまちづくりを進める必要があります。

障害のある人の移動の円滑化を図るため、公共交通機関をはじめ、各種移動手段を整備・確保することが必要です。

障害のある人もない人も生活しやすいまちづくりのためには、施設及び設備の整備だけでなく、福祉のまちづくりに関する市民の理解が重要です。

福祉のまちづくりには、障害のある人などの自由な利用を妨げる障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方とともに、初めから誰でも使えるように整備するという「ユニバーサルデザイン」の考え方が必要です。

外出しやすくなるために、希望するもの

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	1,679	408	372	355	437	78	29
外出時の介助者の支援	15.7	16.4	26.1	10.1	10.1	11.5	34.5
歩道や点字ブロックなど道路などのバリアフリー	5.8	10.3	2.2	2.0	7.8	5.1	10.3
建物の中のバリアフリー(トイレ・エレベーター・自動ドアの設置など)	15.3	29.2	4.0	4.5	22.2	2.6	27.6
わかりやすい案内表示の設置(道路や建物の中)	16.1	15.9	21.2	11.5	13.7	28.2	13.8
緊急時に相談できる施設の案内(地図など)	14.7	10.3	20.4	15.8	10.3	26.9	20.7
交通機関の職員の協力	10.2	10.5	17.2	6.5	6.2	15.4	10.3
交通費の助成	26.8	21.6	23.4	37.7	24.5	32.1	31.0
市民の理解や協力	17.0	10.3	33.3	17.5	8.0	25.6	10.3
安く安心して利用できる障害のある方専用の施設	14.5	11.8	20.4	15.2	9.8	20.5	20.7
その他	6.1	5.4	4.3	7.3	6.2	9.0	13.8
無回答	30.6	34.6	23.9	30.7	36.4	15.4	13.8

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書(障害者共通調査)



施策の方向性

(1) 総合的な推進を図ります

誰もが安心して快適に生活できるまちづくりのため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）」、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）」などにに基づき、建築物、道路、公園、公共交通機関などにおける物理的障壁を除去するとともに、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

(2) 公共的建築物における配慮を推進します

不特定多数の方が利用する建築物については、車を降りてから施設に入るまでに段差がないなどの福祉的配慮に優れた駐車場、トイレ、エレベーター、視覚障害者誘導用ブロックなどの整備を進めます。

(3) 道路、交通手段などの整備を推進します

鉄道駅、バス停留所から公共的施設に至る歩道などにおける段差解消、駅のホームドア等の転落防止設備の導入、障害のある人の利用に配慮した車両の整備の促進などと合わせて障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を図ります。

(4) 公園などの整備を推進します

都市公園については、地形形状に配慮しながら出入口や園路の段差解消、スロープ、休憩施設、障害のある人が利用できるトイレの設置などの整備を進めます。

具体的な取組

2-7(1) 総合的な推進を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 市基本指針などに基づく福祉のまちづくりの推進	
相模原市ユニバーサルデザイン基本指針やバリアフリー法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例などを踏まえたまちづくりを推進します。	相模原市ユニバーサルデザイン基本指針を踏まえた取組の推進 市施設へのバリアフリーアドバイザーの派遣、カラーバリアフリーに関する相談の紹介 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例による事前協議等の実施 市職員を対象としたユニバーサルデザイン研修の実施 バリアフリー基本構想推進連絡会議の開催
2) 街における情報提供の充実	
障害のある人の意見を尊重し、街において受けることができる情報提供を推進します。	バリアフリーマップの作成 案内板の設置など

2-7(2) 公共的建築物における配慮を推進します

取組内容	主な関連事業
障害のある人や高齢者などのため、投票所の出入り口へ仮設スロープの設置を推進します。	投票所の出入口への仮設スロープの設置

2-7(3) 道路、交通手段などの整備を推進します

取組内容	主な関連事業
1) 歩道などの整備	
車いすの通行、視覚障害のある人に配慮した歩道整備などを推進します。	歩道の段差解消、傾斜の改善 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び補修
2) 人にやさしい道に関する啓発の推進	
障害のある人が安心して通行できるよう、道路上の不法占用物件の撤去及び是正指導を行います。	不法投棄及び放置車両のパトロール 放置自転車等の移動の実施

3) 公共交通機関の施設整備	
公共交通機関などのバリアフリー化の推進を図ります。	エレベーター等の整備支援 駅ホームドア等の導入促進 ノンステップバスの導入促進
相模原市総合都市交通計画、相模原市バス交通基本計画の推進など、公共交通体系の整備に努めます	相模原市総合都市交通計画、相模原市バス交通基本計画の推進など、公共交通体系の整備

2-7(4) 公園などの整備を推進します

取組内容	主な関連事業
1) 都市公園の整備	
多くの人々が利用する都市公園において、障害のある人の利用が進むよう、段差の解消、スロープ・手すりの設置、オストメイト対応トイレの設置など、バリアフリー化を推進します。	公園におけるバリアフリー化の推進
2) 地域の広場の整備の啓発	
身近な地域につくられる広場の整備において、障害のある人の利用などに配慮がされるよう、自治会などへ障害のある人に対する理解の促進を図ります。	障害のある人に配慮した広場の整備についての啓発

基本施策 8 住まいづくり

～安心して暮らせる住まい～

現状と課題

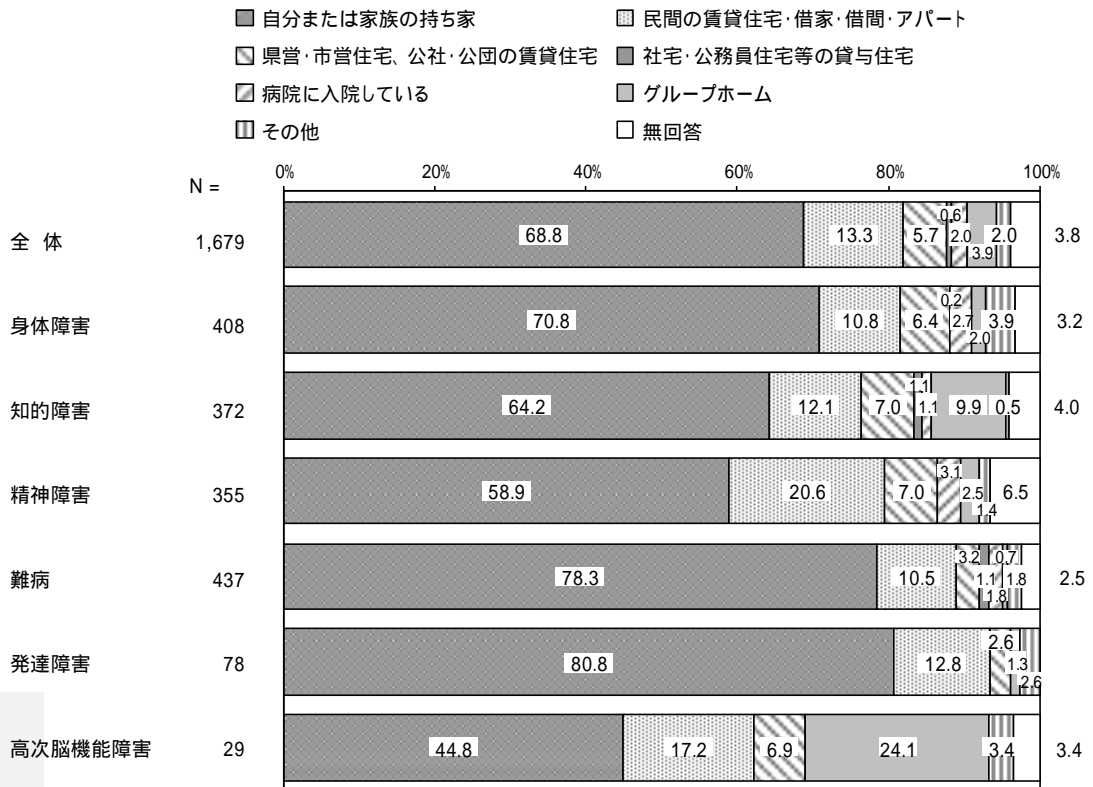
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）の改正を踏まえ、障害のある人が暮らしやすく整備された住宅の確保及び供給を更に促進するとともに、入居のための支援体制を整備することが必要です。

障害のある人が単独で入居することができる住宅など様々なニーズに対応できるよう、市営住宅の整備を進めることが必要です。

個々の障害の状況に対応した住宅改造のための施策を充実することが必要です。

活動する場などを含めた、生活に関わる周辺の環境に配慮した住まいの整備を進めることが必要です。

現在の生活拠点



平成 28 年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

- (1) ユニバーサルデザインの考え方に基づく住まいづくりの啓発を行います
 障害のある人の暮らしやすい住まいづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの普及啓発を行います。
- (2) 民間住宅の供給・入居の支援を推進します
 障害の状況に配慮した住宅の確保及び供給のため、支援団体等による居住支援の取組を推進します。
- (3) 障害のある人に向けた市営住宅を供給します
 市営住宅の建設及び建て替えの際、障害のある人に向けた住宅整備を推進するとともに、市営住宅の入居者選考に当たり、障害のある人がいる世帯については、優先入居の取扱いを行います。
- (4) 住宅改善の促進を図ります
 住宅を障害の状況に応じて改善するため、相談などの支援策を充実します。

具体的な取組

2-8 (1) ユニバーサルデザインの考え方に基づく住まいづくりの啓発を行います

取組内容	主な関連事業
相模原市ユニバーサルデザイン基本指針などを踏まえ、障害のある人・高齢者の利用に配慮した、安心して暮らしやすい街づくりを推進します。	障害のある人や高齢者の利用に配慮した、安心して暮らしやすい街づくりの推進

2-8 (2) 民間住宅の供給・入居の支援を推進します

取組内容	主な関連事業
障害のある人の世帯、高齢者世帯などの入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供、居住支援などを行います。	あんしん賃貸支援事業の実施 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給促進 居住支援協議会等による入居支援

2-8(3) 障害のある人に向けた市営住宅を供給します

取組内容		主な関連事業
	市営住宅の建設及び建て替えに当たり、障害のある人に向けた住宅整備を推進します。	障害のある人に向けた住宅整備 バリアフリー仕様の住宅整備
	市営住宅の入居者選考に当たり、障害のある人がある世帯については、障害の種別などに応じた優先入居の取扱いを行います。	市営住宅の入居者選考における優先入居の取扱いの実施

2-8(4) 住宅改善の促進を図ります

取組内容		主な関連事業
	浴室、玄関、台所などを暮らしやすいように改善するための相談を受け、改善に要する費用を助成します。	住宅設備改善費の助成
	障害のある人の世帯などを対象として、障害のある人本人のために必要となる住居の改築・補修への支援を行います。	生活福祉資金の貸付

基本施策9 防犯・防災対策の推進

～災害等に備えて～

現状と課題

障害のある人などを地震、風水害などの災害から守るため、地域などでの防災のためのネットワークづくりが必要です。

災害時に、障害の特性に応じた適切な救援活動を行うなど、市民、関係団体、ボランティアなどと連携を図り、効果的な災害時における対策を行うことが必要です。

災害時における、障害のある人などの災害時要援護者への対応については、相模原市地域防災計画に基づき、取組を進めることが必要です。

犯罪から障害のある人などを守るため、防犯意識の啓発等を図ることが必要です。

障害のある人が利用する施設については、必要な安全確保を行うことと、地域と一体となった開かれた施設であることの両立を図ることが重要です。

災害発生時の不安

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	1,679	408	372	355	437	78	29
避難先での薬や医療体制	37.5	38.2	18.5	44.8	52.2	10.3	34.5
自分だけで動けない	20.7	24.5	26.3	13.5	18.8	15.4	24.1
家族との連絡方法	24.1	14.7	38.2	22.8	20.1	35.9	17.2
トイレや入浴設備	22.1	27.5	14.0	19.4	27.2	12.8	31.0
避難場所までの移動手段の確保	10.0	13.0	9.4	5.6	11.9	10.3	-
水や食事の確保	28.5	26.2	28.8	27.9	30.7	30.8	24.1
寝る場所の確保	20.1	20.3	16.9	21.7	22.9	14.1	10.3
詳細な情報の入手	9.4	9.3	9.4	7.3	11.2	10.3	6.9
頼れる人がそばにいない	8.1	5.4	9.1	14.1	3.2	14.1	17.2
避難場所がわからない	5.8	3.7	10.5	7.3	3.0	2.6	10.3
その他	4.1	3.2	6.2	5.6	0.7	12.8	-
特に不安を感じることはない	5.4	5.1	7.5	4.5	3.4	6.4	17.2
無回答	16.7	17.9	15.6	18.0	15.6	16.7	17.2

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 防災ネットワークなどの整備を推進します

市民、ボランティア組織、警察、消防本部などの関係機関の連携の下、災害時にボランティアの迅速な支援が行えるよう、民間福祉団体を中心とした防災ボランティアの育成及びネットワークづくりを促進します。

(2) 緊急時・災害時対策の充実を図ります

災害時に障害のある人に必要な支援や配慮が提供できるよう、防災知識の普及啓発を進めます。また、様々な障害の状況に対応して、迅速かつ適切な情報提供を行うことのできるシステムの充実を図ります。

(3) 防犯対策の充実を図ります

障害のある人が犯罪の被害者とならないよう、防犯に関する取組を進めるとともに、ひばり放送や安全・安心メールの配信などにより、防犯に関する情報提供を行います。

また、障害のある人が安心して施設を利用できるよう、安全確保に向けた取組を支援します。

具体的な取組

2-9 (1) 防災ネットワークなどの整備を推進します

取組内容	主な関連事業
1) 防災ネットワークの整備	
災害時要援護者の所在把握を行うために、日常の見守り等の地域活動をいかした地域の防災ネットワークづくりを支援し、地域における災害時要援護者の避難支援の体制づくりを促進します。	地域防災訓練における災害時要援護者避難支援訓練への職員派遣 災害時要援護者避難支援ガイドラインの普及啓発

2) 障害福祉サービス事業者などの防災ネットワークの整備	
障害のある人など災害時要援護者の支援のため、民間施設の福祉避難所との防災ネットワークの連携強化を図るとともに、福祉避難所の増設に向けて、障害福祉サービス事業者等と調整を進めます。	障害のある人など災害時要援護者の支援のため、民間施設の福祉避難所との防災ネットワークの連携強化
3) 防災ボランティアネットワークの整備	
災害ボランティアとして、発災後の生活支援活動を行うため、ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアセンターの運営支援方法などの学習、市内自治会などの地域防災訓練で実施される災害時要援護者支援訓練への職員の派遣協力などの支援を行います。	防災ボランティア推進事業の支援
4) 災害時要援護者の把握	
災害時要援護者の把握について、災害時要援護者名簿を作成するとともに、地域における災害時要援護者の支援体制づくりを支援します。	災害時要援護者名簿の各区役所等への配備 各区役所、まちづくりセンターと連携し、各地域の取組を支援

2-9(2) 緊急時・災害時対策の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 防災ガイドブックなどによる啓発	
平常時から、災害に対して十分に備え、災害時の適切な避難行動を把握してもらうことを目的に作成している防災ガイドブックなどを用いて、障害のある人への防災知識の普及啓発を推進します。	防災ガイドブックによる普及・啓発
2) 情報通信システムの充実	
情報システムや通信機器などを活用した災害対策を推進します。	情報システムを活用した情報共有及び配信体制の充実 防災行政用同報無線（ひばり放送）やデジタル地域防災無線などの情報伝達体制の充実

3) 災害時対策の推進	
災害時において、障害のある人への配慮に基づく支援対策を推進します。	障害特性に応じた避難施設の設置 コミュニケーション手段の確保
関係機関が連携し、障害のある人の生活、健康などの相談体制を整備します。	災害発生時における相談窓口の設置
4) 災害時必要物資の供給	
災害時要援護者が避難生活で必要となる備品を計画的に備蓄します。	必要となる備品等の検討及び備蓄
5) 災害時医療救護体制の整備	
医療関係団体等と協力し、災害発生時の医療救護体制を整備します。 救護所用医薬品等を計画的に備蓄し、供給体制を整備します。	災害時医療救護検討会の開催 救護所訓練の実施 救護所用医薬品等の整備

2-9(3) 防犯対策の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
地域における防犯意識の啓発のため、各種防犯啓発活動及び防犯思想の普及活動を行っている団体への支援を行うとともに、学校や地域団体等への防犯講習会や通信機器などによる防犯関連情報の提供を実施します。	地域防犯団体への支援 防犯講習会の実施 防災行政用同報無線（ひばり放送）や安全・安心メール等による防犯関連情報の提供
障害者支援施設等に防犯対策の取組を支援します。	施設の防犯に関する研修の実施 チェックリストを活用した取組の支援

第3章 共に「学ぶ」

基本施策1 乳幼児における保育・教育

～早期の取組の推進～

現状と課題

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、乳幼児期から、共に学び共に育つ機会を確保することが必要です。

個人の持つ可能性を伸ばし、将来社会で自立して生活することを目的に、一人ひとりの状況に応じた保育・教育を展開することが必要です。

長期休業中や放課後の活動についての希望

単位：%

区分	有効回答数 (件)	地域の同世代の子どもたちと遊びたい	放課後児童クラブを利用したい	障害児通所支援事業所を利用したい	行きたい 映画や買物などに大人の付き添い（ガイドヘルパー・ボランティアなど）と 行きたい	家で遊びたい	習い事や塾に行きたい	地域のスポーツ活動に参加したい	旅行やキャンプに参加したい	ショートステイを利用したい	その他	特になし	無回答
全体	187	31.0	14.4	29.4	18.7	34.8	15.5	9.1	13.9	5.9	3.2	9.6	11.8
身体障害者	12	33.3	16.7	8.3	8.3	33.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	16.7
知的障害者	119	28.6	15.1	31.9	21.0	32.8	13.4	10.9	16.0	7.6	2.5	11.8	9.2
精神障害者	5	20.0	20.0	-	-	40.0	-	20.0	20.0	-	-	-	20.0
難病患者	3	33.3	-	66.7	33.3	66.7	-	-	33.3	-	-	-	-
発達障害者	48	37.5	12.5	29.2	16.7	37.5	25.0	4.2	8.3	2.1	4.2	6.3	16.7
高次脳機能障害者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 保育・教育環境の充実を図ります

認定こども園、保育所及び幼稚園において、障害のある児童の受け入れのための人的資源、施設及び設備を充実し、一人ひとりに応じた保育・教育に取り組みます。

(2) 研修の充実及び理解の促進に努めます

教職員・職員の専門性向上のための研修を行うとともに、障害に対する理解を促進するための研修も積極的に行います。

(3) 支援保育などの充実を図ります

協力し合う社会づくりのために、乳幼児期からお互いを理解する心を育て、共に学び共に成長することを目指す統合保育及び交流保育・教育を進めます。

(4) 相談・情報提供などの充実を図ります

保護者が早期から障害のある児童に関する相談ができる機会及び保護者同士の交流を持つことができるよう、育児相談の実施、育児情報の提供及び周囲の人への理解を促進します。

(5) 相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)との連携

乳幼児期の保育・教育の推進に当たっては、「相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら 子ども応援プラン)」との連携を図りながら取り組めます。

具体的な取組

3-1 (1) 保育・教育環境の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
認定こども園、保育所、幼稚園で乳幼児期からお互いを理解する心を育て、共に成長することを目指す機会を充実します。	認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施【再掲】

認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校において地域の中で共に学び、共に育つ機会を充実します。また、児童発達支援センターとの交流保育を実施します。	認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、児童発達支援センターにおける交流保育・教育の推進【再掲】
支援保育技術などの研究・改善の実施、他の保育所等への助言などを行います。	支援保育研究保育所の拡充

3-1(2) 研修の充実及び理解の促進に努めます

取組内容	主な関連事業
専門性の向上及び障害に対する理解を促進するため、関係機関と連携を取りながら、積極的に研修を行います。【再掲】	教職員・職員への研修の実施【再掲】 支援保育コーディネーター研修の実施【再掲】

3-1(3) 支援保育などの充実を図ります

取組内容	主な関連事業
集団生活において支援を必要とする児童の成長と発達を目的とし、一人ひとりの子どもたちの発達状況に合わせた支援保育、交流保育を行います。【再掲】	支援保育事業の実施【再掲】

3-1(4) 相談・情報提供などの充実を図ります

取組内容	主な関連事業
障害に対する早期対応及び周辺への理解促進のため、乳幼児期における育児情報の提供及び相談事業を充実します。	育児情報の提供及び育児相談への対応

3-1(5) 相模原市子ども・子育て支援事業計画（さがみはら子ども応援プラン）との連携

取組内容	主な関連事業
相模原市子ども・子育て支援事業計画に基づく各種サービスとの連携を図り、ライフステージの変化に円滑に対応します。	相模原市子ども・子育て支援事業計画に基づく各種サービスとの連携

基本施策2 学齢期における支援

～一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実～

現状と課題

平成19年に特殊教育から特別支援教育への転換が図られてから10年が経過し、その間、国においてインクルーシブ教育システムの構築に向けての基本的方向性が示されるなど、インクルージョンの理念や考え方が社会全体に浸透してきています。

近年、各学校では児童・生徒の教育的ニーズが多様化し、支援を必要とする児童・生徒は増加しています。

現在の状況に対応するためには、支援を必要とする児童・生徒への周囲の理解、支援体制の充実や教職員の資質向上を図るとともに、福祉・医療等の関係機関等とのより充実した連携が必要です。

児童・生徒一人ひとりの特性や様々な教育的ニーズを丁寧に見極め、共有し、成長過程に応じた指導や支援に継続して取り組める体制を構築していく必要があります。

効果的で一人ひとりに応じた指導や支援ができる多様な学びの場を居住地域に用意し、共に学び共に育つインクルージョンの理念の下、児童・生徒が持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服することができるよう取組を進めていく必要があります。

施策の方向性

(1) 支援教育の充実を図ります

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズによって、様々な学び方があります。通常の学級において、ユニバーサルデザインの視点に基づいた学級づくりや授業づくりを行うとともに、特別支援学級において、個に応じた支援を充実させていきます。

(2) 支援体制の充実を図ります

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うため、学校における支援体制を確立するとともに、関係機関等と専門性を生かした連携を進めていきます。

(3) 教育環境の充実を図ります

児童・生徒の学びを充実させるための教育環境の整備をしていきます。更に、障害のある児童・生徒と保護者を支えるために、放課後や登下校時の送迎を含めた支援体制の構築をめざします。

具体的な取組

3-2 (1) 支援教育の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 通常の学級における支援の充実	
一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導を充実します。	研修や巡回相談による指導力向上の取組
保護者、学校、各機関が使用するための個別の指導計画の作成と活用を推進します。	個別の指導計画の作成と活用の推進 Map(支援シート)の活用と周知
ユニバーサルデザインの視点に基づいた学級づくりや授業づくりに関する研修を充実します。	全ての児童・生徒に分かりやすい学級づくりや授業づくり
日本語巡回指導講師派遣・日本語指導等協力者派遣を充実します。	日本語指導等が必要な外国籍の児童・生徒等への支援の実施
青少年相談センターにおける来所・電話相談、学校出張相談や相談指導教室を充実します。	相談事業の充実や件数の増加への対応
特別支援学級や特別支援学校との「交流及び共同学習」を推進します。	居住地交流の試みなどの取組例の周知
支援教育指導員による巡回相談を充実します。	支援教育指導員の配置拡充の検討
2) 特別支援学級における支援の充実	
効果的な個別の指導計画を作成するための支援をします。	個別のニーズに応じた指導計画の作成方法の周知
保護者、学校、各機関が使用するための個別の指導計画の作成と活用を推進します。	Map(支援シート)の活用と周知【再掲】
様々な教育的ニーズに応えられる研修を充実します。	専門性を高める研修の実施
特別支援学校と連携したキャリア教育を推進します。	将来に向けた就学・就労の支援

3-2(2) 支援体制の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 支援教育の体制整備	
就学前から卒業後に向けた円滑な連携の強化を図ります。	教育・医療・福祉・就労等の関係機関による横断的な取組
認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校等の連携の強化を図ります。	幼・保・小・中連携表の活用
就学相談や就学移行支援の活用を推進します。	就学相談における各機関の連携の在り方の検討や就学移行支援の推進
2) 校内支援体制の構築	
総合学習センター等における支援教育に係る研修を充実します。	支援教育に係る研修の実施
支援教育コーディネーターの研修等を充実します。	支援教育コーディネーターの研修体制の充実 支援保育コーディネーターとの連携の推進
支援教育コーディネーターが関係者や外部機関と連携を図るための支援を充実します。	支援教育コーディネーターが校内支援体制の中心的役割を担うための支援
3) 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実	
専門家による教育的対応についての検討や支援体制、各関係機関の連携を図るとともに、合理的配慮の提供について協議します。	支援を必要とする児童・生徒への教育的配慮や対応についての助言 学校への具体的な支援の在り方、医療機関等との具体的な連携の在り方、医療的ケアの在り方について協議

3-2(3) 教育環境の充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) 施設・設備の充実	
特別支援学級を整備します。	教育的ニーズに応じた特別支援学級の設置
一人ひとりの教育的ニーズに合わせた通級指導教室を設置します。	通級指導教室(サポートルーム)の設置
学校からの要望に基づいた環境整備を推進します。	学校施設のバリアフリー化の推進 肢体不自由特別支援学級設置校への環境整備
2) 人的支援の充実	
支援教育指導員の配置拡充を検討します。	巡回相談のニーズへの対応方法について検討
支援教育支援員の効果の検証と適切な配置をします。	適切な配置の在り方についての検討
学校支援ボランティア制度を効果的に活用します。	学校支援ボランティア制度の活用と周知
臨時介助員を適切に配置します。	学校の状況に応じた適切な配置
校内支援体制構築のための人的支援を充実します。	専任化のための適切な人的配置の検討
3) 登下校の送迎・放課後支援の充実	
関係機関と連携した送迎サービスの更なる周知を図るとともに、送迎支援に係る課題整理と対応策を検討します。	既存サービスの活用と送迎支援の課題やニーズの対応への検討
支援が必要な児童が過ごしやすい児童クラブ内の環境改善を推進します。	児童クラブ内の環境改善の推進
研修による児童育成指導員等の資質向上に取り組みます。	児童育成指導員等の資質向上のための研修の実施

第4章 自分らしく「働く」

基本施策1 就労の支援

～就労への理解と環境の整備～

現状と課題

障害のある人への合理的配慮の提供や法定雇用率の算定基礎への精神障害のある人の追加などを定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」の改正などを踏まえ、障害のある人の就労に向けた取組を更に進める必要があります。

障害者雇用の場の広がりに合わせて個々の状況に適した就労を進めるためには、様々な機会を捉えた相談体制の整備並びに障害のある人の就労を支援する人材の確保及び充実が必要です。

障害のある人の一般企業などへの安定した就労を進めるため、障害への理解促進、職場定着支援などの就労支援体制の充実、新たな職場づくりなどが必要です。

就労促進施策、多様なニーズに対応する新たな雇用形態の検討などについて、国、県、事業者などと連携して取り組む必要があります。

障害があることで、仕事をする上で不安や不満を感じること

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	330	62	63	55	135	15	-
身体的・精神的に仕事がつい	22.1	21.0	12.7	38.2	21.5	13.3	-
収入が少ない	30.6	32.3	25.4	61.8	21.5	13.3	-
通勤が大変	14.5	19.4	11.1	18.2	11.1	26.7	-
仕事が難しい	4.8	4.8	6.3	7.3	3.0	6.7	-
自分に合った仕事がない	7.3	6.5	9.5	10.9	4.4	13.3	-
職場での身分が不安定	10.6	8.1	12.7	16.4	8.9	6.7	-
昇給や昇進が平等ではない	7.6	11.3	7.9	12.7	4.4	-	-
障害者用の設備が十分ではない	3.9	8.1	3.2	3.6	2.2	6.7	-
差別・偏見・疎外感を感じる	8.5	8.1	14.3	12.7	5.2	-	-
職場の人間関係が難しい	16.1	12.9	27.0	23.6	8.1	26.7	-
自分のペースで仕事ができない	9.1	8.1	9.5	14.5	5.9	20.0	-
雇用主の障害に対する理解が低い	7.9	11.3	6.3	14.5	5.2	-	-
職場での障害に対する理解が低い	11.5	6.5	14.3	20.0	10.4	-	-
その他	6.4	11.3	3.2	5.5	5.2	13.3	-
特になし	33.9	35.5	31.7	16.4	42.2	26.7	-
無回答	4.8	3.2	7.9	3.6	5.2	-	-

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 就労支援の取組の充実を図ります

障害のある人の就労支援の活性化を図るため、雇用・福祉・教育・医療の一層の連携強化を図るとともに、ハローワークを中心とした関係機関とのチーム支援やジョブコーチなどの人的支援の充実を図ります。

(2) 企業などへの理解促進と支援の充実を図ります

障害のある人の一般企業などへの安定した就労を進めるため、障害のある人の雇用への理解促進について企業などに働きかけるとともに、働きやすい施設・設備とするための改善などへの支援を行います。

具体的な取組

4-1 (1) 就労支援の取組の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 雇用促進のための取組の推進	
福祉、保健・医療、教育などの関係機関と連携した、就労促進を目的とする総合的かつ専門的な支援を行います。	就労支援ネットワーク会議の開催
障害のある人の市職員としての雇用などを推進します。	身体障害のある人の正規採用 精神障害のある人の正規採用に向けた検討 障害のある人の市非常勤職員の採用 知的障害、精神障害のある人の非常勤以外の職へのステップアップの支援
指定管理者の募集要項や評価基準の中に、障害のある人の雇用に関する項目を設け、雇用の創出につなげます。	指定管理者の募集要項や評価基準への障害のある人の雇用に関する項目の設定
神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック)の開催を支援し、広く障害に対する理解を促進するとともに、障害のある人の雇用の促進を図ります。	広報さがみはらなどによる大会の開催周知及び後援
障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供など普及啓発に取り組みます。	障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供などについての普及啓発【再掲】

2) 職業相談などの充実	
障害のある人の職業能力に応じた就労支援を行います。	無料職業紹介事業の実施
障害のある人の雇用機会の拡大を図るため、ハローワークと共催で、職業相談などを実施し、障害のある人の就職活動を支援します。	県央障害者就職面接会の実施 ハローワークで実施するワンストップサービスへの職員派遣
3) 職場定着などの支援	
障害のある人の就労・職場定着支援のためのジョブコーチ等の派遣及び養成を充実します。	障害のある人の就労・職場定着支援のためのジョブコーチ等の派遣及び養成の充実 就労定着支援【再掲】

4-1(2) 企業などへの理解促進と支援の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 企業などへの理解促進	
障害者雇用支援月間などを通じ、法定雇用率などについて啓発します。	広報さがみはらなどによる周知・啓発
障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供など普及啓発に取り組みます。	障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての合理的配慮の提供などについての普及啓発【再掲】
神奈川県障害者技能競技大会(アビリンピック)の開催を支援し、広く障害に対する理解を促進するとともに、障害のある人の雇用の促進を図ります。	広報さがみはらなどによる大会の開催周知及び後援【再掲】
2) 就労環境の整備などへの支援	
障害のある人の雇用促進に寄与すると認められる施設及び設備の改善に要する費用を支援します。	ハローワーク等との連携による、障害者雇用促進に係る事業所訪問等 障害者雇用特例子会社設立に係る支援
法定雇用率未達成企業等への支援を行い、障害のある人の雇用拡大を促進します。	ハローワーク等との連携による、障害者雇用促進に係る事業所訪問等 障害者雇用特例子会社設立に係る初期整備費用の助成
障害のある人の就労・職場定着支援のためのジョブコーチ等の派遣及び養成を充実します。	ジョブコーチ等の派遣及び養成の充実【再掲】 ハローワーク等との連携による、しごとサポーターの養成の促進

基本施策2 就労の機会の確保

～多様な就労の機会の充実～

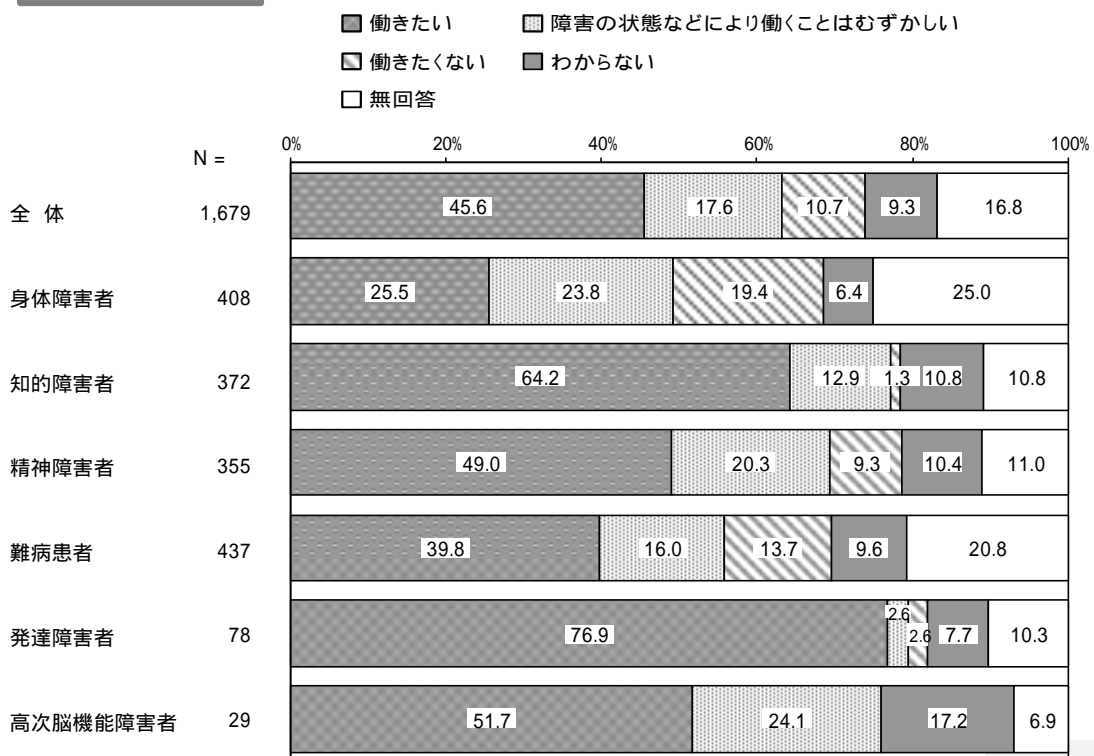
現状と課題

一般企業への就労に困難が伴う障害のある人が就労の一形態として選択できるよう、福祉的就労の場を確保することが必要です。

ハローワークと連携して、障害のある人個々の職業能力の開発への支援を充実するとともに、企業への啓発や障害者雇用の際の各種支援等に取り組み、障害のある人、企業の双方が安心できる就労環境の整備を進めていくことが必要です。

障害者就労施設で就労する障害のある人などの自立の促進を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）が施行されるなど、障害者就労施設等の受注の機会の確保に関する取組の推進が必要です。

今後の就労希望



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 福祉的就労の充実を図ります

一般企業への就労だけでなく、障害のある人のニーズ等に応じ、就労の場を選択することができるよう、障害福祉サービス事業者などの福祉的就労の場の充実を図るとともに、就労継続支援事業所などの工賃向上の支援、官公需の積極的な活用を推進します。

(2) 企業などへの就労支援を促進します

障害者支援センター松が丘園、障害福祉サービス事業者などが中心となっており、行っている職場開拓などにより、障害のある人の一般企業への就労を促進します。

具体的な取組

4-2 (1) 福祉的就労の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
1) 福祉的就労の場の充実	
障害者就労施設等からの物品等の調達 の推進に関する調達方針に基づき、市が障害者就労施設等などへの発注を積極的に進め、福祉的就労の場の充実を図るなど、障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図ります。	市の調達実績の向上に向けた取組 民間企業からの発注機会の拡大に向けた取組 受注調整窓口機能の充実
2) 一般就労への移行の促進	
一般就労に必要な知識・能力を養成し、 適性にあった職場に就労、定着を図るための支援を行います。	就労移行支援事業の実施 【一般就労移行支援プログラム】 【就労準備プログラム】
就労の機会などを通じ、生産活動に係る 知識や能力の向上を図るための支援を行います。	就労移行支援事業の実施 【能力向上プログラム】 【自立促進プログラム】
ハローワークと県・市などが連携し、一般就労に向けた実習先企業の情報の共有化を図ります。	ハローワークと県・市などが連携し、一般就労に向けた実習先企業の情報の共有化
福祉的就労から一般就労への支援体制を充実します。	就労移行支援事業所と就労継続支援事業所との連携体制の構築

3) 工賃向上の支援	
就労継続支援事業所等の工賃の向上を支援します。	障害者優先調達推進会議の開催 市の調達実績の向上に向けた取組【再掲】 民間企業からの発注機会の拡大に向けた取組【再掲】

4-2(2) 企業などへの就労支援を促進します

取組内容	主な関連事業
1) 就労支援の充実	
障害者支援センター松が丘園で実施している就労を支援する事業を充実します。	障害者就労援助事業の実施 相模原圏障害者雇用連絡会議の開催
2) 職場定着などの支援	
ジョブコーチの派遣や定期的な巡回訪問など、就労を支援する事業者による職場定着及び中途退職者への支援を充実します。	障害者就労援助事業の実施 【企業訪問】 【職場実習】 就労定着支援【再掲】

基本施策3 職業訓練及びリハビリテーションの充実

～就労への一貫した対応～

現状と課題

就労に向けた相談、職業訓練などを福祉、教育、雇用などの関係機関の連携により実施することが必要です。

軽度障害のある人に対して、就労に向けて障害を軽減化するためには、リハビリテーションによる支援が必要です。

希望する職種

単位：%

区分	有効回答数 (件)	事務の仕事	販売・接客の仕事	製造の仕事	農林水産関係の仕事	関係のコンピュータ	医療関係の福祉仕事	清掃の仕事	その他	わからない	無回答
全体	766	24.4	17.5	23.9	4.6	14.5	13.7	8.9	11.4	20.0	6.5
身体障害者	104	29.8	15.4	15.4	5.8	13.5	9.6	7.7	13.5	13.5	9.6
知的障害者	239	9.6	17.6	33.1	5.4	6.7	3.3	11.3	10.5	29.7	7.1
精神障害者	174	28.2	14.9	17.8	4.0	18.4	20.7	12.1	13.2	18.4	6.9
難病患者	174	38.5	21.8	20.1	2.9	15.5	24.7	2.3	8.6	8.0	5.2
発達障害者	60	23.3	16.7	28.3	5.0	30.0	10.0	8.3	13.3	28.3	1.7
高次脳機能障害者	15	20.0	13.3	33.3	6.7	26.7	13.3	20.0	13.3	33.3	6.7

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）



施策の方向性

(1) 職業訓練などの充実を図ります

専門施設、企業内における訓練などが障害のある人の就労にとって有効であることから、福祉、雇用などの関係機関が連携して、就職を希望する障害のある人の就労前訓練、能力開発のための訓練、技能習得のための訓練、生活面の指導と連携した訓練などを進めます。

具体的な取組

4 - 3 (1) 職業訓練などの充実を図ります	
取 組 内 容	主 な 関 連 事 業
1) 就労のための訓練の充実	
ハローワークなどの就労支援機関が連携して、就労のための各種訓練等を実施します。	就労援助セミナーの開催 職場体験講座の開催
全国障害者技能競技大会などの出場者に対し、奨励金の贈呈などの支援を行います	全国障害者技能競技大会などの出場者に対する奨励金の贈呈
2) 職場適応のための訓練の充実	
就労の場への定着を促進するための支援を充実します。	ジョブスキルトレーニングの実施 フォローアッププログラムの実施

第5章 いきいきと「活動する」

基本施策1 スポーツ・レクリエーションの支援

～ 障害者スポーツの普及啓発 ～

現状と課題

スポーツ・レクリエーションへの参加は、社会参加を進める観点から多様な場、機会の提供などの充実が必要です。

障害のある人が行うスポーツは、リハビリテーション及び社会啓発の要素が強調されてきましたが、これに加えて、生活の質の向上を目的に、一人ひとりの障害の状況に合わせて、個人の意思で自由に選択し、自由に楽しむことができる生涯スポーツとしての位置付けも求められます。

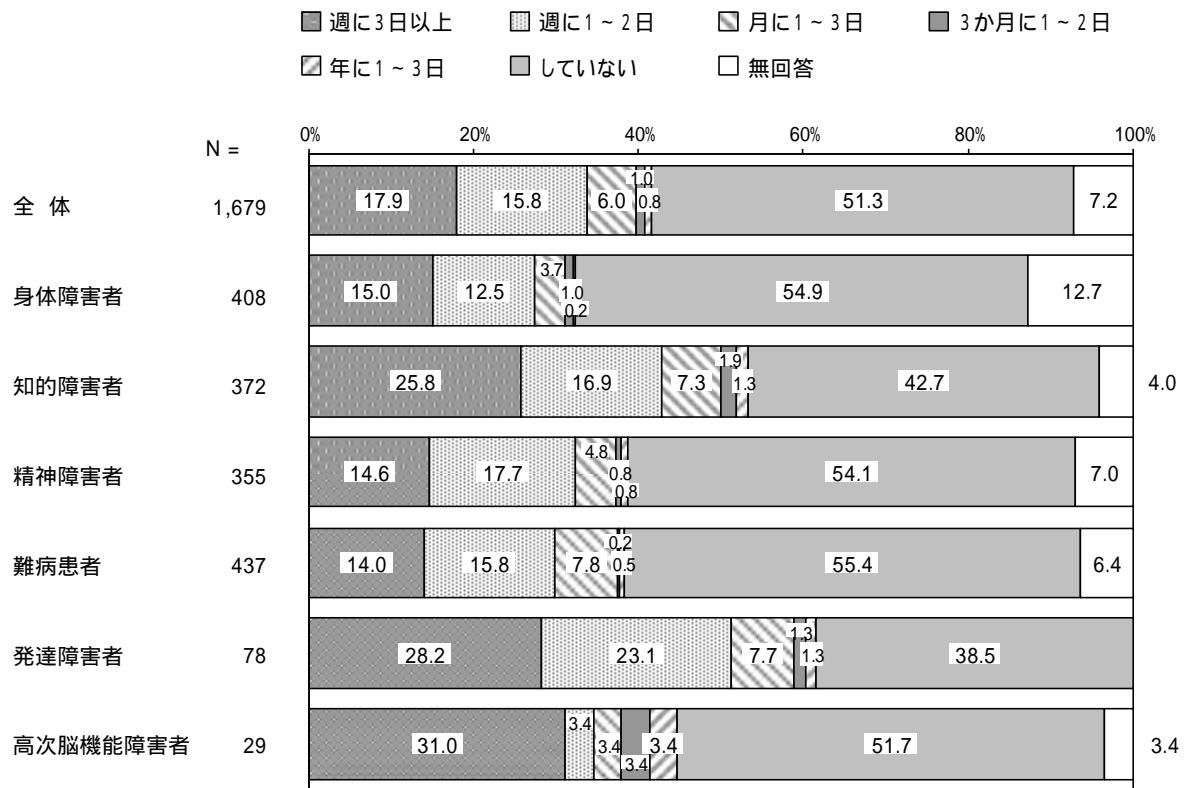
ボランティアの参加を積極的に求めるなど、障害のある人もない人も共に参加する機会を増やし、スポーツ・レクリエーションを通じ、お互いの理解を深めることも必要です。

スポーツ・レクリエーションの充実には、障害のある人の状況に適切に対応できる場の確保と参加者への支援が必要です。

スポーツ大会などへの参加者の減少、高齢化が進んでおり、より多くの人に参加できるよう、ニーズの把握及び支援が必要です。

2020年東京パラリンピック開催を契機として、パラスポーツなどの紹介を通じて、障害者スポーツに対する認知度や関心を高めるための普及啓発活動が必要です。

スポーツをしているか（ウォーキングやラジオ体操を含む）



平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）

 施策の方向性

(1) スポーツ・レクリエーションの充実を図ります

技術及び能力にかかわらず楽しむことのできる障害者スポーツ・レクリエーションや障害のある人の参加に配慮した各種スポーツ大会、スポーツ・レクリエーション教室の開催を促進するとともに、障害者スポーツの普及啓発に取り組みます。

(2) 指導者の養成を促進します

障害のある人のために工夫されたスポーツ・レクリエーションについて、障害のある人の状況に合わせて適切に指導することのできる、専門性を持ったリーダーの養成などを関係機関と連携して進めます。

具体的な取組

5-1(1) スポーツ・レクリエーションの充実を図ります	
取組内容	主な関連事業
1) スポーツ・レクリエーションの環境づくり	
社会参加の推進を図るため、全国障害者スポーツ大会に、市選手団を派遣し、全国から集まる選手との交流を行います。	全国障害者スポーツ大会への選手団派遣
パラスポーツを身近に感じてもらい、認知度や関心の向上を図ります。	パラスポーツ体験会の実施
2020年東京パラリンピック開催を契機として、パラスポーツの紹介などを通じて、障害者スポーツに対する理解の促進などに取り組みます。	障害者スポーツに対する理解の促進
スポーツを通じて、健康の増進及び社会参加の支援を図るため、身近な場所での障害のある人のニーズに合った教室、講座、大会の開催の推進及び支援を行います。	障害者スポーツ講座の開催 県との共催によるスポーツ大会の開催など
障害のある人を対象としたレクリエーションの機会を充実します。	障害者ふれあい文化講座の開催 障害者レクリエーションイベントの実施
市内の福祉団体などが研修会、社会見学などの行事に使用するバスを提供することにより、社会参加の促進を図ります。	福祉バス提供事業
身近な地域で開催される運動会などに、障害のある人が参加しやすい環境づくりのため、自治会などへ障害に対する理解の促進を図ります。	自治会などへの障害に対する理解啓発
友好都市などとの交流を通じて、障害のある人の社会参加を促進します。	障害者余暇活動支援事業の実施

2) スポーツ・レクリエーション団体などへの支援	
障害のある人が参加しやすい環境づくりのため、スポーツ指導者、ボランティア及び手話通訳者の派遣などの支援を行います。	障害者スポーツ大会等への手話通訳者を派遣
国際大会などに出場する選手に対し、奨励金の贈呈などにより支援を行います。	国際大会出場者へ奨励金の贈呈

5-1(2) 指導者の養成を促進します

取組内容	主な関連事業
スポーツ指導者などに対し、障害に対応する技術・知識修得のための研修への参加などを支援します。	障害者指導者フライングディスク養成講習会などへの後援

基本施策2 文化活動への支援

～より豊かな暮らしのために～

現状と課題

潤いのある豊かな暮らしを送るために、誰もが気軽に文化に親しむ機会を充実させることが必要です。

障害のある人の文化活動への参加を進めるため、個人の選択に配慮した内容の充実、介助者の派遣などの支援が必要です。

文化活動を通じて社会参加を進めるため、障害のある人自らが行う文化活動への支援が必要です。

休日や時間があるときの実際の過ごし方

単位：%

区分	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	発達障害者	高次脳機能障害者
有効回答数(件)	1,679	408	372	355	437	78	29
趣味や学習活動	24.5	20.6	26.9	23.9	23.8	41.0	20.7
スポーツ	5.3	5.6	8.3	4.2	3.7	5.1	-
ボランティア活動	1.6	2.0	0.8	1.4	2.3	-	3.4
家族と過ごす	38.9	32.6	49.5	31.5	38.7	59.0	31.0
友人・知人と会う	11.1	11.5	8.9	9.9	14.2	9.0	6.9
演劇や映画の鑑賞	4.3	4.7	5.1	3.7	3.9	5.1	-
買い物や食事に行く	32.5	30.1	40.1	26.8	32.7	34.6	27.6
読書	10.1	11.0	3.8	13.8	10.3	19.2	3.4
旅行	4.3	5.6	4.3	2.8	5.0	2.6	-
家でくつろぐ	49.9	42.9	53.2	52.1	51.7	47.4	55.2
地域の行事に参加する	2.0	1.5	2.4	0.8	2.7	2.6	6.9
近所の散歩	17.9	24.8	14.8	14.1	16.2	15.4	37.9
その他	8.2	9.3	7.5	9.9	5.9	7.7	17.2
特に何もしない	3.8	4.4	1.3	6.8	3.9	-	-
無回答	9.1	11.5	7.8	8.5	8.9	6.4	6.9

平成28年度相模原市障害者福祉計画等策定基礎調査報告書（障害者共通調査）

➡ 施策の方向性

(1) 参加機会などの充実を図ります

障害のある人の文化活動や地域コミュニティ活動への参加が促進されるよう、障害の状況に配慮した施設の整備など関係機関と連携して取り組みます。

(2) 障害のある人による文化活動への支援を促進します

障害のある人が主体となる文化活動は、社会参加を促進し、共に生きる社会づくりに有効であることから、障害のある人及び障害者団体による自主的文化活動を支援します。

具体的な取組

5-2(1) 参加機会などの充実を図ります

取組内容	主な関連事業
障害のある人の参加を目的とした講座の開催及び参加に配慮した各種文化活動を充実します。	目の不自由な人のパソコン体験講座
身近な地域での文化活動を支援するため、各公民館や総合学習センターなどの活用を促進します。	各公民館や総合学習センターなどの活用を促進

5-2(2) 障害のある人による文化活動への支援を促進します

取組内容	主な関連事業
障害のある人の作品展などの開催に向け、市広報での案内などの支援を行います。	さがみハート展の開催支援 さがみスクラム写真展の開催支援 相模原市障害者作品展の開催【再掲】 相模原地区障害児・者作品写真展の開催支援【再掲】

基本施策3 生涯学習機会の充実**～生涯を通じて学習する機会の充実～****現状と課題**

障害のある人の生活にゆとりと潤いを持たせるため、社会の様々な場において、個人の希望にあった学習が進められるよう、支援することが必要です。障害のある人の「社会参加の促進」及び市民の「障害への理解の促進」という観点から、地域での自主的活動を支援することが必要です。

**施策の方向性****(1) 学びやすい環境づくりの充実を図ります**

障害のある人が必要な時に自分の希望する学習の機会が得られるよう、機会の充実及び情報提供に努めるとともに、開催場所、開催時間の配慮などの支援に努めます。

(2) 資料などの提供の充実を図ります

生涯学習に必要な資料及び情報の提供のため、図書館などの機能を充実します。

具体的な取組

5-3(1) 学びやすい環境づくりの充実を図ります

取組内容	主な関連事業
学習の機会や情報提供の充実を図ります。	各公民館等における各種講座・教室の開催

5-3(2) 資料などの提供の充実を図ります

取組内容	主な関連事業
図書資料、点字・録音図書、視聴覚資料の提供など各図書館における資料や情報提供を充実します。	図書資料、録音図書、視聴覚資料の提供など各図書館における資料や情報提供の充実 視覚障害者情報センターにおける点字・録音図書の貸出しなど【再掲】
生涯学習情報システムによる全市的な学習機会、サークル、人材などの情報提供を実施します。	生涯学習情報システムによる全市的な学習機会、サークル、人材などの情報提供を実施

第3編

障害福祉サービス等の
提供体制の確保に係る
目標及び見込量等

第1章 平成32年度の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある人について、自宅やアパート、グループホームなど、地域での生活への移行を推進します。

表 福祉施設の入所者の地域生活への移行【第4期の進捗状況】

	平成29年度末 の目標	平成28年度末 の実績	平成28年度末 の進捗率
入所施設からの 地域移行	51人	5人	9.8%
施設入所者数	407人	386人	105.4%

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。施設入所者数については、平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

なお、平成29年度末において、第4期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標とする。

【本市の考え方】

地域移行者数については、第4期障害福祉計画の目標達成は見込めませんが、これまでの実績及び現状から、未達成分の割合を平成32年度の目標値に加えることは困難であるため、国の基本指針に示されている削減割合に基づき、平成28年度末時点の施設入所者数(386人)の9%である35人と定めます。

施設入所者数については、国の基本指針で定められている削減割合に基づき、平成28年度末時点の施設入所者数(386人)の2%である8人を削減するものとし、378人として設定します。

表 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	数値	備考
平成 28 年度末時点の入所者数 (A)	386 人	
【目標】 平成 32 年度末までの 地域生活移行者数 (B)	35 人	(A)のうち、平成 32 年度末までに 地域移行する人の目標
新たな入所施設利用者数 (C)	27 人	平成 32 年度までに新たに入所施設 利用が必要な人の見込数
【目標】(D) 平成 32 年度末の施設入 所者数	378 人	平成 29 年度末の施設入所者見込数 (A - B + C)
施設入所者の削減数(E)	8 人	削減見込数 (A - D)

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(1) 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの精神障害のある人の支援のための協議の場

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

【本市の考え方】

既存の相模原市地域移行推進連絡会議の構成員の見直しなどにより、平成32年度末までに精神障害者地域移行・地域定着推進協議会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

表 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの精神障害のある人の支援のための協議の場の設置に関する目標

項目	目標	備考
精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの関係者による協議の場	設置	

(2) 障害者自立支援協議会や専門部会などの障害のある人の支援体制を整備するための協議の場

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに全ての市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

【本市の考え方】

既に、障害者自立支援協議会を設置していることから、引き続き、障害者自立支援協議会における取組を推進していきます。

表 障害者自立支援協議会や専門部会などの障害のある人の支援体制を整備するための協議の場の設置に関する目標

項目	目標	備考
協議会やその専門部会などの関係者による協議の場	協議会の取組を推進	

3 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化や高齢化を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の整備を進めます。

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

【本市の考え方】

平成29年度に設置した地域生活支援拠点等につき、その運営状況等を検証し、より効果的な運営体制や支援体制の在り方を検討していきます。

表 地域生活支援拠点等整備に関する目標

項目	目標	備考
地域生活支援拠点等	1箇所	運営状況等の検証結果に基づき、複数箇所の設置を検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業を通じて一般就労への移行を推進していきます。

表 福祉施設から一般就労への移行等【第4期の進捗状況】

	平成29年度末 の目標	平成28年度末 の実績	平成28年度末 の進捗率
一般就労移行者数	129人	113人	87.6%
就労移行支援事業 利用者数	302人	205人	67.9%
就労移行率が3割 以上の事業所割合 (事業所数)	50% (9事業所)	31.3% (5事業所)	62.6% (55.6%)

【目標設定に関する国の基本指針】

福祉施設から一般就労へ移行する人の目標値

平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

就労移行支援事業の利用者数の目標値

就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

事業所ごとの就労移行率に係る目標値

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合を全体の5割以上とすることを目指す。

就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率の目標値

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

【本市の考え方】

国の基本指針に示されている割合に基づき、一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績(113人)の1.5倍である170人と、就労移行率が3割移行である就労移行支援事業所の割合を50%と、就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率を80%と設定します。

また、就労移行支援事業の利用者数については、増加していくものと推測し、平成28年度末の利用者数(205人)の2割増である246人と設定します。

表 福祉施設から一般就労への移行に関する目標

項目	目標	備考
平成28年度の一般就労移行者数	113人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標】 平成32年度の一般就労移行者数	170人	平成32年度に福祉施設を退所し、一般就労する人の数

項目	目標	備考
平成28年度の就労移行支援利用者数	205人	平成28年度に就労移行支援事業を利用した人の数
【目標】 平成32年度の就労移行支援事業利用者数	246人	平成32年度に就労移行支援事業を利用する人の数

項目	目標	備考
平成28年度の就労移行率が3割以上の事業所数の割合	31.3%	平成28年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合
【目標】 平成32年度の就労移行率が3割以上の事業所数の割合	50%	平成32年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

項目	目標	備考
【目標】 各年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80%	各年度の就労定着支援事業開始時点から1年後の職場定着率

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を支援していきます。

(1) 児童発達支援センターの設置数及び保育所等訪問支援の充実

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。

各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【本市の考え方】

既に各区に児童発達支援センターを設置していることから、引き続き、地域の中核的な療育施設である児童発達支援センターの運営を支援します。

既に各区の児童発達支援センター等において、保育所等訪問支援を実施していることから、認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、利用の促進を図ります。

表 児童発達支援センターの設置数及び保育所等訪問支援の充実

項目	目標	備考
平成32年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	3箇所	
平成32年度末時点における保育所等訪問支援の利用体制の構築	利用促進	

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所

【目標設定に関する国の基本指針】

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

【本市の考え方】

現在、市内には、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1箇所ありますが、引き続きサービス提供事業者の参入を促進することにより、3箇所の確保を図ります。

表 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

項目	目標	備考
平成32年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	3箇所	

(3) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

【目標設定に関する国の基本指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【本市の考え方】

平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための協議の場を設置します。

表 医療的ケア児支援のための協議の場

項目	目標	備考
平成30年度末時点の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置	

第2章 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

1 訪問系サービスの見込量

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人及び常に介護を必要とし行動障害を有する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。

(3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に対し、外出の援護、危険回避のための援護などの支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

表 訪問系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人/月	862	879	908	942	975	1,009
	時間/月	27,247	27,227	29,056	30,144	31,200	32,288
重度訪問介護	人/月	26	29	30	32	34	36
	時間/月	9,877	11,587	12,000	12,800	13,600	14,400
同行援護	人/月	120	124	125	127	128	129
	時間/月	2,946	3,164	3,250	3,302	3,328	3,354
行動援護	人/月	20	22	22	23	24	25
	時間/月	633	690	704	736	768	800
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
訪問系サービス 計	人/月	1,028	1,054	1,085	1,124	1,161	1,199
	時間/月	40,703	42,667	45,010	46,982	48,896	50,842

各年度の実績・見込量は、3月サービス提供分の数値

【見込量】

利用者数は、一年当たり居宅介護 33.5 人、重度訪問介護 2 人、同行援護 0.5 人、行動援護 1 人程度増加すると見込んでいます。一人当たりの利用量は、これまでの実績を踏まえ、居宅介護 32 時間、重度訪問介護 400 時間、同行援護 26 時間、行動援護 32 時間と見込んでいます。

【見込量の確保のための方策】

訪問系サービスについては、サービス利用の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていきます。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保、定着、育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。

2 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

常に介護を必要とする障害のある人に対し、主に日中に入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、生産活動の支援を行います。

(2) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等の必要がある障害のある人に対し、身体的リハビリテーションを行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等の必要がある障害のある人に対し、日常生活能力を向上するための支援等を行います。

(4) 就労移行支援

一般企業への就労又は在宅就労等が見込まれる障害のある人のうち、就労を希望する人に対し、生産活動等を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等を行います。

(5) 就労継続支援（A型）

一般企業等における就労が困難な障害のある人のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業等における就労が困難な障害のある人のうち、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった人や就労移行支援又は就労継続支援A型の利用が困難な人に対し、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための訓練を行います。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障害のある人に対し、就労の継続を図ることができるよう、事業所や家族等との連絡調整等を行います。

(8) 療養介護

医療を要する障害のある人のうち、常に介護を必要とする人に対し、病院などの施設において行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護などの支援を行います。

(9) 短期入所（福祉型・医療型）

居宅において介護を行う人の疾病などの理由により短期間の入所を必要とする障害のある人に対し、障害者支援施設等への短期間の入所により、必要な介護等を行います。

表 日中活動系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人/月	1,512	1,548	1,571	1,588	1,604	1,621
	人日/月	27,970	28,867	27,493	27,790	28,070	28,368
自立訓練 (機能訓練)	人/月	6	5	6	6	6	6
	人日/月	103	96	97	97	97	97
自立訓練 (生活訓練)	人/月	42	43	47	47	47	47
	人日/月	778	753	893	893	893	893
就労移行支援	人/月	217	205	219	228	237	246
	人日/月	3,542	3,446	3,570	3,716	3,863	4,010
就労継続支援 (A型)	人/月	131	158	167	167	167	167
	人日/月	2,509	3,102	3,177	3,177	3,177	3,177
就労継続支援 (B型)	人/月	894	953	994	1,013	1,033	1,053
	人日/月	14,925	15,963	15,601	15,909	16,217	16,525
就労定着支援	人日/月				142	156	170
療養介護	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	72	83	92	92	92	92
短期入所	人/月	376	272	291	304	317	330
	人日/月	2,012	1,274	2,066	2,159	2,251	2,343

人日/月：「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
(例えば20人が平均して15日利用すると、サービス量は300人日/月)

【見込量】

生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）短期入所の利用者数は、増加すると見込み、自立訓練（機能訓練）自立訓練（生活訓練）就労継続支援（A型）療養介護については、ほぼ横ばいになると見込んでいます。新たなサービスである就労定着支援については、サービスを利用して一般就労へ移行する人が利用するものと見込んでいます。

また、一人当たりの利用量は、これまでの実績等を踏まえ、生活介護 17.5日、自立訓練（生活訓練）19日、就労移行支援 16.3日、就労継続支援（A型）19日、就労継続支援（B型）15.7日と見込んでいます。

【見込量の確保のための方策】

日中活動系サービスについては、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）就労定着支援、短期入所でサービス利用の増加を見込んでいるため、必要な見込量の確保のため、新たな事業所の開設を働きかけていきます。特に、短期入所事業については、利用者ニーズを充足するため、提供体制の充実に努めます。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。

3 居住系サービスの見込量

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

介護を要する障害のある人に対し、共同生活の場において、入浴、排せつ、食事など日常生活の世話、介護等の支援を行います。

(3) 施設入所支援

障害者支援施設等において、主に夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

表 居住系サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	人/月				19	19	19
共同生活援助	箇所	124	131	138	145	152	161
	人/月	604	636	687	722	757	802
施設入所支援	箇所	8	8	8	8	8	8
	人/月	406	386	384	382	380	378

【見込量】

利用者数は、共同生活援助（グループホーム）は、平成30年度以降も増加すると見込み、施設入所支援は、地域生活への移行者数を踏まえて見込んでいます。新たなサービスである自立生活援助については、障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）の一部が実施するものと見込んでいます。

【見込量の確保のための方策】

共同生活援助（グループホーム）については、入居に係る家賃を助成することにより、施設や病院からの地域移行、親からの自立を支援します。

施設入所支援については、地域生活への移行により、必要なサービス量は減少するものと見込んでおりますが、今後も、広域的な対応などにより、適切なサービスの支給に努めます。

また、サービスの拡充や質の向上のためには、福祉人材の確保・定着・育成が重要であることから、就職相談会や研修の充実に努めます。

4 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

障害福祉サービスを利用しようとする人に対し、サービス等利用計画案の作成やサービス事業者等との連絡調整などの支援を行います。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害のある人及び保護施設、矯正施設等を退所する障害のある人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための支援を行います。

(3) 地域定着支援

居宅において単身で生活する障害のある人や施設・病院から退所・退院した障害のある人のうち、地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談や訪問などの支援を行います。

表 相談支援サービスの実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	箇所	35	42	44	45	46	47
	人/月	386	430	490	520	550	580
地域移行支援	箇所	17	20	21	22	23	24
	人/年	7	9	9	9	9	9
地域定着支援	箇所	13	15	16	17	18	19
	人/年	5	5	5	5	5	5

【見込量】

利用者数は、計画相談支援は、平成30年度以降も増加すると見込んでいます。地域移行支援、地域定着支援は、ほぼ横ばいになると見込んでいますが、今後の地域生活への移行の促進状況により、利用者数の増加も考えられます。

【見込量の確保のための方策】

計画相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていくとともに、研修の実施等による質の向上を図ります。

第3章 障害児支援の見込量と確保のための方策

1 障害児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障害のある児童に対し、学校の授業の終了後又は学校休業日に、施設への通所により、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある児童に対し、当該施設を訪問し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

表 障害児通所支援の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人/月	359	467	516	547	578	609
	人日/月	2,300	3,432	3,199	3,391	3,584	3,776
放課後等デイサービス	人/月	910	1,089	1,134	1,204	1,274	1,344
	人日/月	11,133	9,158	12,928	13,726	14,524	15,322
保育所等訪問支援	人/月	10	13	17	22	28	36
	人日/月	10	14	17	22	28	36
医療型児童発達支援	人/月	28	29	30	30	30	30
	人日/月	329	339	360	360	360	360
居宅訪問型児童発達支援	人/月				2	2	2
	人日/月				24	24	24

【見込量】

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用者数は、増加すると見込み、医療型児童発達支援については、ほぼ横ばいになると見込んでいます。新たなサービスである居宅訪問型児童発達支援については、サービスの対象が重症心身障害児等であることを踏まえ、利用者数を見込んでいます。

また、一人当たりの利用量は、これまでの実績等を踏まえ、児童発達支援 6.2 日、放課後等デイサービス 11.4 日、医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援 12 日と見込んでいます

【見込量の確保のための方策】

障害のある児童の支援の体制を整備するため、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童に対する支援の強化を図ります。

また、サービスの拡充等を図っていくとともに、研修の実施等による質の向上を図ります。

2 障害児入所支援の見込量

(1) 福祉型障害児入所支援

障害児入所施設に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

(2) 医療型障害児入所支援

障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

表 障害児入所支援の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
福祉型障害児 入所支援	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/月	47	46	45	45	45	45
医療型障害児 入所支援	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	13	5	10	10	10	10

【見込量】

新規施設の開設予定がないため、利用児童数はほぼ横ばいと見込んでいます。

3 障害児相談支援等の見込量

障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、障害児利用計画案の作成やサービス事業所等との連絡調整などの支援を行います。また、医療的ケア児の支援について、関連分野の支援をコーディネートします。

表 障害児相談支援等の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	箇所	12	18	20	22	24	26
	人/月	100	168	188	208	228	248
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人				1	1	1

【見込量】

障害児通所支援の利用児童数などを踏まえて見込んでいます。

【見込量の確保のための方策】

障害児相談支援については、今後も利用者の増加を見込んでいるため、サービス提供事業者に対し、サービスの拡充等を働きかけていくとともに、研修の実施等による質の向上を図ります。

第4章 発達障害のある人の支援

発達障害のある人やその家族への専門的な相談に対応するとともに、発達障害に関する普及啓発を促進します。

また、発達障害のある人の地域支援体制に関する課題を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議を行うため、発達障害者支援地域協議会を設置し、及び開催します。

表 発達障害者等に対する支援の見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
発達障害者支援地域協議会の開催	回/年				0	0	2
発達障害支援センターによる相談支援	件/年	1,123	1,294	1,300	1,400	810	860
発達障害支援センターの関係機関への助言	件/年				88	88	88
発達障害支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	回/年				52	52	52

発達障害支援センターによる相談支援については、平成31年度以降、学齢期の初回相談を子育て支援センターへ移行予定。なお、学齢期の初回相談を含めた相談支援の見込件数は、平成31年度は1,500件、平成32年度は1,600件

【見込量】

発達障害者支援地域協議会の開催回数については、国から示されている年2回の開催を見込んでいます。

【見込量の確保のための方策】

既存の発達障害支援ネットワーク会議の充実により、発達障害者支援地域協議会を設置します。

第5章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

1 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

2 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

3 相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

4 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害のある人、又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

7 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

9 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害児者について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。

10 地域活動支援センター事業

（1）地域活動支援センター 型

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、さらに、相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

（2）地域活動支援センター 型

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与等を実施します。

11 障害児等療育支援事業

身体や知的に障害のある在宅の児童に対し、療育指導や相談等の支援を行います。

12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

手話通訳者又は要約筆記者について、市域を越える広域的な派遣、複数市区町村の住民が参加する障害者団体などの会議や研修への派遣、専門性の高い分野で市では対応できない場合の派遣を行います。また、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。

表 地域生活支援事業の実績と見込量

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	有無	有	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	6	9	10	11	12	13
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	1,117	1,347	1,440	1,539	1,645	1,759
手話通訳者設置事業	箇所	3	3	3	3	3	3
日常生活用具給付等事業	件/年	12,203	13,432	13,976	14,547	15,140	15,763
介護・訓練支援用具	件/年	82	97	114	135	159	188
自立生活支援用具	件/年	132	129	129	129	129	129
在宅療養等支援用具	件/年	87	84	88	93	97	102
情報・意思疎通支援用具	件/年	141	112	114	117	119	121
排せつ管理支援用具	件/年	11,717	12,976	13,495	14,035	14,596	15,180
住宅改修費	件/年	44	34	36	38	40	43
手話奉仕員養成研修事業	人/年	29	28	29	31	33	36

	単位	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	人/年	1,190	1,269	1,340	1,410	1,480	1,550
	時間/年	151,180	169,511	181,990	190,350	199,800	209,250
地域活動支援センター	箇所	14	14	14	13	13	13
	人/月	305	299	305	290	290	290
地域活動支援センター型	箇所	4	4	4	4	4	4
	人/月	120	120	120	120	120	120
地域活動支援センター型	箇所	10	10	10	9	9	9
	人/月	185	179	185	170	170	170
障害児等療育支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業							
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年	手話0 要約13	手話1 要約4	手話2 要約7	手話2 要約9	手話3 要約9	手話4 要約9
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	21	21	22	30	30	30
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	128	103	133	142	152	162
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年	139	186	157	157	157	157

【見込量】

障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や障害のある人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施します。

【見込量の確保のための方策】

相談支援事業については、基幹相談支援センターや障害者相談支援キーセッションを中心として、総合的・専門的な支援に取り組みます。

成年後見制度については、制度の普及啓発のほか、市民後見人養成研修等による体制の整備を図ります。

障害のある人の更なる社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の養成・確保に努めます。

障害福祉サービス事業等の従事者の確保・定着・育成に合わせ、移動支援事業等の従事者の確保等を図ります。

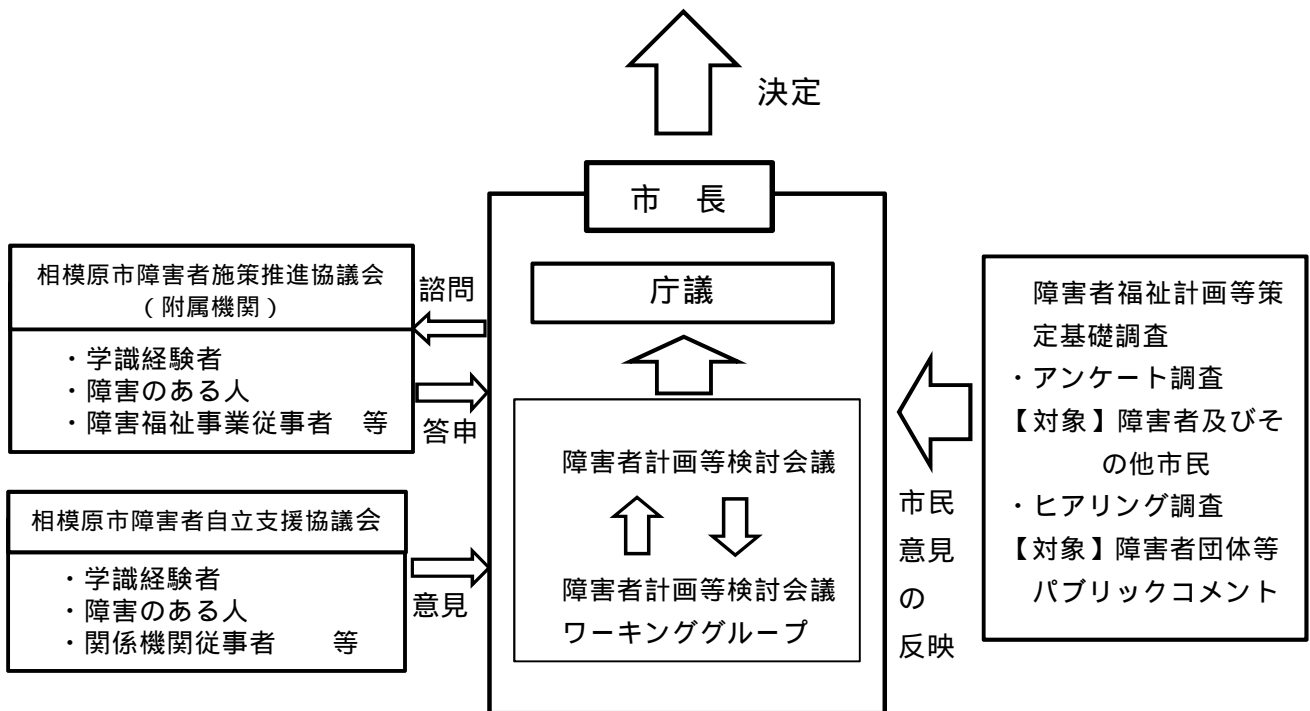
地域活動支援センターについては、障害のある人の地域における交流の場としての機能も有することに鑑み、体制の確保に努めます。

地域生活支援事業の各事業について、必要とする障害のある人が利用できるよう、事業内容の周知を図ります。

資料編

1 計画の策定体制

共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン



2 計画の策定経過

年月日	会議名など	主な審議内容など
平成 28 年 10 月 28 日	相模原市障害者施策推進協議会	相模原市障害者福祉計画等策定 基礎調査について（アンケート 調査の対象者・調査内容等）
平成 29 年 1 月～3 月	障害者福祉計画等策定基礎調査	アンケート・ヒアリング調査の 実施 調査結果の分析
平成 29 年 2 月 15 日	相模原市障害者施策推進協議会	相模原市障害者福祉計画等策定 基礎調査について 次期障害者福祉計画等の策定に ついて
平成 29 年 4 月 28 日	相模原市障害児者福祉団体長会議	第 2 期相模原市障害者福祉計画 の見直し等について
平成 29 年 6 月 6 日	相模原市障害者施策推進協議会	第 2 期相模原市障害者福祉計画 の見直し等について 相模原市障害者福祉計画等策定 基礎調査について 次期障害者計画等の目標等につ いて
平成 29 年 7 月 5 日	相模原市障害者施策推進協議会	第 3 期相模原市障害者計画、相 模原市第 5 期障害福祉計画及び 相模原市第 1 期障害児福祉計画 の諮問 第 3 期障害者計画等について
平成 29 年 8 月 28 日	相模原市障害者施策推進協議会	第 3 期障害者計画等について
平成 29 年 9 月 29 日	相模原市障害者施策推進協議会	第 3 期障害者計画等について
平成 29 年 10 月 3 日	相模原市障害者自立支援協議会	第 3 期障害者計画等について
平成 29 年 10 月 10 日	相模原市障害児者福祉団体長会議	第 3 期障害者計画等について
平成 29 年 10 月 18 日	相模原市障害者施策推進協議会	第 3 期障害者計画等について 答申案について
平成 29 年 10 月 23 日	相模原市障害者施策推進協議会	第 3 期相模原市障害者計画、相 模原市第 5 期障害福祉計画及び 相模原市第 1 期障害児福祉計画 の答申

3 相模原市障害者施策推進協議会条例

相模原市障害者施策推進協議会条例

平成21年12月22日条例第59号

改正

平成23年 8 月 5 日条例第20号

平成24年 5 月21日条例第60号

相模原市障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置する相模原市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の住民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 協議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、障害者施策推進事務主管課で処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の協議会の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成23年8月5日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年5月21日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 相模原市障害者施策推進協議会委員名簿

相模原市障害者施策推進協議会委員名簿
 (任期 平成29年1月1日から平成30年12月31日まで)

	委員名	所属等	備考
1	岩澤 佳代子 (～平成29.3.31) 三橋 幸彦 (平成29.4.1～)	神奈川県立相模原養護学校 校長	
2	大石 真弥	みどり会(相模原市精神障害者家族会) 副会長	
3	小野 明子	相模原市障害者地域作業所等連絡協議会 副会長	
4	木村 古津恵	相模原市聴覚障害者協会 副会長	
5	後藤 眞理子	特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会 理事	
6	末広 多親子	神奈川県弁護士会相模原支部	
7	鈴木 敏彦	和泉短期大学 教授	会長
8	高橋 誠司	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 常務理事	
9	高部 博	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 常務理事	
10	土屋 敦 (～平成29.7.31) 佐藤 聡一郎 (平成29.8.1～)	一般社団法人相模原市医師会 理事	
11	堤 道子	相模原市民生委員児童委員協議会 常任理事	
12	中島 博幸	相模原市障害福祉事業所協会 会長	会長職務代理者
13	長瀬 久	公募委員	
14	榛澤 昌高	あしたば会(相模原市精神障がい者仲間の会) 運営委員	
15	松田 真生	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会	
16	光井 裕人 (平成29.2.1～)	公募委員	
17	望月 陽子	一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会	
18	八代 義男	相模原市視覚障害者協会 会長	
19	柳田 進一 (～平成29.3.31) 渡辺 雅治 (平成29.4.1～)	相模原公共職業安定所 所長	
20	吉原 キミ子	相模原市肢体障害者協会 会長	

(50音順 敬称略)

5 用語の解説

あ行

アクセシビリティ

機会、制度、施設などに対する個人や社会の関係や利用のしやすさ、しにくさの程度。サービス情報の入手、サービス利用までの物理的な障壁、サービス入手までの時間的距離、サービスの量及び質、サービスの受益可能性、サービス料などが、その指標として挙げられている。

アビリンピック

能力という意味の「アビリティ」と「オリンピック」を合わせた言葉。障害のある人の技能向上や社会活動への参加を促すことなどを目標に洋裁や機械組み立てなどの職業技能を競い合う。

インクルージョン

インクルージョンとは、「包み込む」という意味を持ち、「包括」「包含」などと訳される。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組み。

エンパワーメント

社会的弱者や被差別者が、自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。

か行

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

高次脳機能障害

高次脳機能とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情を含めた精神（心情）機能を総称し、病気や事故によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態。

高齢者支援センター（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、市町村が設置している高齢者の相談窓口で、相模原市では、愛称を「高齢者支援センター」とし、29 か所の日常生活圏域に設置している。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職種を配置し、介護・福祉・医療・虐待防止などの必要な支援、援助を行っている。

コミュニティソーシャルワーカー

地域住民の困りごとを早期に発見し、専門機関や住民活動による支援に結びつくよう調整を行うとともに、公民協働で困りごとの解決を図るための仕組みづくり等を行う専門職。

さ行

災害時要援護者

災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、身を守るために安全な場所へ避難するなどの行動をとるのに支援を必要とする乳幼児、高齢者、障害のある人など。災害対策基本法第8条の要配慮者と同義。また、災害時要援護者名簿は、災害対策基本法第49条の10の避難行動要支援者名簿と同義である。

児童発達支援センター

障害のある未就学の子どものための通所施設の一つで、家庭から地域の児童発達支援センターに通いながら療育や生活の自立のための支援を受けることができる。

手話通訳者

聴覚障害のある人と聴覚障害のない人の間で、手話を使い相互のコミュニケーションを仲介する人。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた条約。この条約では、障害のある人の尊厳、自律（自ら選択する自由を含む。）及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則としている。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消に関する法律。国や自治体、民間事業者に対して、障害を理由とする不当な差別を禁止し、障害のある人が壁を感じずに生活できるよう、負担が過重でない場合は、「合理的配慮」を提供することを国や自治体に義務付けている。

障害者虐待防止法

障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。障害にある人に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めている。

障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等に関する法律。障害のある人の雇用機会を広げ、障害のある人が自立できる社会を築くことを目的とし、職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障害者の雇用の促進について定めている。

障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。障害のある人の自立の促進のため、公的機関が優先的に障害者就労施設等からの物品やサービスの調達を進めるために必要な措置を定める。

障害者週間

12月3日から12月9日まで。障害のある人への関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進する。

情報バリアフリー

障害のある人を含む全ての人々が社会のIT化による利益を享受できることを目的に行う様々な方策のこと。

ジョブコーチ

「職場適応援助者」の別称で、障害のある人が一般の職場で就労するに当たり、障害のある人やその家族、事業主に対して障害のある人の職場適応に向けたきめ細かな支援を行うため、専門的知識や技術を持った人材。訪問型、企業在籍型などがある。

人権週間

12月4日から12月10日まで。1948年に国際連合で採択された世界人権宣言の趣旨と重要性、人権尊重思想の啓発活動を行う。最終日の12月10日は「世界人権デー」。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が十分でない成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、家庭裁判所によって選任された成年後見人が代理して行い、本人の権利を守り生活を支援する制度。

判断能力に障害を有していても、自己決定能力がないとみなすのではなく、その残存能力と自己決定を尊重しながら、財産保護と自己の意思を反映させた生活を社会的に実現させる、というノーマライゼーションの思想が背景にある。

ソーシャルワーカー

一定の組織的、体系的な教育と訓練を受け、社会福祉活動に携わる専門家をソーシャル・ワーカーというが、ソーシャル・ワーカーはその対象分野により職種が異なる。現在、社会福祉法で定められている社会福祉主事は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などに定められた各福祉職任用の基礎資格となっている。

た行

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域において「介護」「医療」「予防」「住まい」「生活支援」を一体的・継続的に提供するための仕組みや体制。利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供や、入院・退院・在宅復帰を通じて切れ目ないサービスの提供を行う。

地域活動支援センター

障害のある人を対象とする通所施設の1つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの便宜を供与し、障害のある人の自立した生活を支援する場。

な行

難病

難病の患者に対する医療等に関する法律では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。

認定こども園

就学前の子どもを、保護者の就労の有無によらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設。

は行

発達障害者支援法

発達障害のある人に対する支援を定めた法律。この法律は、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関して国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、発達障害のある人への学校教育における支援・就労の支援、発達障害者支援センターの設置や発達障害のある人を支援する民間団体への支援などを図ることにより、発達障害のある人の自立及び社会参加に資することを目的としている。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという考え方。

ピアカウンセラー

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助する人。

PDCAサイクル

PDCA サイクルは、行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されていることから、PDCA という名称になっている。従来、PDCA サイクルの考え方は、公共分野において事業の円滑を推進するために取り入れられていた。

ま行

Map（支援シート）

相談者と市発達障害支援センターが協働して策定する個別の支援計画。ここでいう個別の支援計画とは、「相談者が地域で安心して生活を送るための支援方法等を定めたもので、本人の属性に関する情報、生活支援の内容を書面に記載する冊子形式のもの」であり、市発達障害支援センター独自の支援ツールである。

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。心の健康ともいう。身体の健康だけでなく、ストレスへの対処や悩みの軽減、柔軟な思考などにより、こころの健康を保持、増進することの大切さが注目されている。

や行

要約筆記者

難聴、聴覚障害のある人への情報保障手段の1つで、話されている内容を要約し、文字として伝える要約筆記作業に従事する通訳者のこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

ライフステージ

入学、卒業、就職、結婚、子供の誕生、子供の独立、退職など人生の節目ごとの段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リハビリテーション

障害のある人々を身体的、心理的、社会的、職業的、又は経済的に、各人それぞれの最大限にまで回復させることをいう。

レスパイト

「小休止」の意味で、乳幼児や障害のある人、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。施設へのショートステイや自宅への介護人派遣などがある。

共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン

発 行 平成 年 月

編 集 相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

住 所 〒252-5277 相模原市中央区中央2 - 11 - 15

T E L 042 - 707 - 7055 F A X 042 - 759 - 4395

電子メール shougai-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp